

め、都道府県が行なう利子補給等の措置に対して国が助成することとし、もつて農業者等の資本整備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業(畜産業及び養蚕業を含む。)を営む者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつて法人で政令で定めるもの

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の資本整備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金(畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽に要するもの及び乳牛

その他の家畜の購入に必要なものに限る。)で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては五千万円(特別の理由がある場合において農林大臣が承認したときは、その承認した額)以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては一千万円以内、その他の場合にあつては二百万円の範囲内で政令で定める額以内のものであること。

二 償還期限が、十年(第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十五年)の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七厘五厘以内で政令で定める利率以内のものであること。

(利子補給に係る政府の助成)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができ

(農業近代化資金に係る債務の保証)

第四条 農業者等に対する農業近代化資金の融通を円滑にするため、融資機関に対して当該資金に係る農業者等の債務を保証することをその業務とする農業信用基金協会の制度を設けるものとする。

2 農業信用基金協会に關しては、農業信用基金協会法(昭和三十六年法律第 号)の定めるところによる。

(農業信用基金協会への出資に係る政府の助成)

第五条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が農業近代化資金に係る債務の保証の業務を行なう農業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることとを条件として行なうのに要する経費の一部を補助することができ

(納付金)

第六条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けて当該都道府県が出資した農業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に掲げる金額の一部を政府に納付しなければならぬ。

一 解散した場合 農業信用基金協会法第五十二条第一項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額

二 農業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当

該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額の合計額

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 有畜農家創設特別措置法(昭和二十八年法律第二百六十号)は、廃止する。

3 この法律の施行前に旧有畜農家創設特別措置法第六条の融資機関が貸し付けた同法第二条の有畜農家創設事業資金については、なお従前の例による。

4 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項を削る。

5 政府は、この法律の施行前に農業改良資金助成法第三条第一項第二号の保証を受けて同号の条件で貸し付けられた資金につき、都道府県が農業協同組合との契約により、政令で定める日まで引き続き利子補給を行なうときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができ

6 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第 号)に基づいて、都道府県が

利子補給及び出資を行なうのに要する経費につき助成を行なうこと。

7 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の十四第五項中「第十八条の規定に基づく資金」の下に「又は農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第 号)第二条第三項の農業近代化資金で道府県が行なう利子補給につき同法第三条の規定による政府の助成を受けているもの」を加える。

理由

農業者等の資本整備の高度化を図り、農業経営の近代化を促進するため、農業協同組合その他の融資機関が農業者等に対して貸し付ける長期かつ低利の施設資金につき、都道府県が行なう利子補給及び農業信用基金協会への出資の措置に対し、国が助法を行なう制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業信用基金協会法案

第一章 総則(第一条 第七条)

第二章 業務(第八条 第十三条)

第三章 会員(第十四条 第二十条)

第四章 設立(第二十三条 第二十八条)

第五章 管理(第二十九条 第四十八条)

第六章 解散及び清算(第四十九条 第五十四条)

第七章 監督（第五十五条—第五十九条）

第八章 罰則（第六十条—第六十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合その他の融資を行なう機関の農業者等に対する貸付けについてその債務を保証することを主たる業務とする農業信用基金協会の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上を図り、農業経営の改善に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者及び農業に従事する者
- 二 農業協同組合
- 三 農業協同組合連合会
- 四 前三号に掲げる者のほか、これらの者が主たる構成員又は出資者となつて法人で政令で定めるもの

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第一号の事業を行なう農業協同組合
- 二 農業協同組合法第十條第一項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十條第一項第八号の事業を行なう農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

（法人格）

第三条 農業信用基金協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

（区域）

第四条 協会の区域は、都道府県の区域による。

（住所）

第五条 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（名称）

第六条 協会は、その名称中に農業信用基金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いてはならない。

（登記）

第七条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第二章 業務

（協会の業務）

第八条 協会は、次の業務を行なう。

- 一 会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。）たる農業者等が次に掲げる資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

資金を借り入れることにより融資機関に対して負担する債務の保証

イ 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第 号）第二條第三項の農業近代化資金ロイに掲げるもののほか、農業者等の事業又は生活に必要な資金

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

（基金）
第九条 協会は、第十五条の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び協会の負担する保証債務の弁済に充てることを条件として都道府県その他の団体から交付された金銭を、その負担する保証債務の弁済に充てるための基金として、次の方法により管理しなければならない。

協会の保証が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金銭（その保証債務の弁済のため支払つた金額をこえる部分を除く。）についても、また同様とする。

一 農業協同組合法第十條第一項第二号の事業を行なう農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

二 国債証券、地方債証券又は主務大臣の定める有価証券の保有（剰余金の処分）

第十条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れることができる。

3 第一項の準備金は、前項の場合を除き取りくずしてはならない。

（経理の区分）

第十一条 第八條第一号イ及びロに掲げる資金に係る債務の保証の業務を行なう協会は、主務省令の定めるところにより、同号イに掲げる資金に係る債務の保証の業務と同号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならない。

（事業年度）
第十二条 協会の事業年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし、設立当初の事業年度は、協会の成立の日から翌年三月三十一日までとする。

（業務の委託）
第十三条 協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務（債務の保証の決定を除く。）の一部を融資機関に委託することができる。

2 融資機関たる農業協同組合又は農業協同組合連合会は、農業協同組合法第十條の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第三章 会員

（会員の資格）

第十四条 協会の会員たる資格を有する者は、協会の区域内に住所を有する農業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体とする。

2 地方公共団体は、協会の会員にならうとするときは、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（出資）

第十五条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、一万円とする。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその全額を払い込むものとする。

4 会員は、出資の払込みについて、相殺をもつて協会に対抗することができない。

5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

（持分の譲渡）
第十六条 会員は、協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

5 死亡した会員の相続人で会員たる資格を有するものが協会に対し定款で定める期間内に加入の申出をし、協会がこれを承認したときは、第十八條第二項の規定にかかわらず、相続開始の時に会員になつたものとみなす。この場合に

は、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

6 死亡した会員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人に限り、前項の規定を適用する。

(議決権)

第十七条 会員は、出資一口につき一個の議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより、第四十条第三項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて議決権を行なうことができる。

3 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならぬ。

(加入)

第十八条 会員たる資格を有する者が協会に加入しようとするときは、協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならぬ。

2 協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき協会の承認を得て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

(脱退)

第十九条 会員は、次の事由によつて脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 破産
- 四 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならぬ。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に対抗することができない。

第二十條 協会の会員は、事業年度の終りに於いて脱退することができ。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 協会が当該会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下次号において同じ。）の債務を保証している場合

二 協会が当該会員に代つてその債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三 協会が当該会員に対してその脱退を承認しない旨を通知した場合

四 協会が保証契約を結んでいる融資機関が協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六月前までに協会に予告しなければならぬ。

事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく（前項の規定による予告があつた後に協会と新たに保証契約を結ぶに至つた融資機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく）、催告しなければならぬ。ただし、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。

4 協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 融資機関は、当該会員の脱退により協会が現に当該融資機関と結んでいゝ保証契約に基づく債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

(脱退者に対する払戻し)
第二十一条 会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 会員が脱退した場合において、協会が当該会員（会員が農業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき、又は当該会員に代つてその債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは、協会は、その債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで、又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、定款で定めるところにより、その脱退し

た者に対し前項の払戻しを停止することができ。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時（前項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになつた時）から二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

(出資口数の減少)
第二十二條 会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができ。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

第四章 設立

(発起人)
第二十三條 協会を設立するには、第十四条第一項に規定する者で協会の会員にならうとするもの十五人以上が発起人とならなければならぬ。

2 発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならぬ。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

(創立総会)
第二十四條 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人及び協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受けをしなければならぬ。

事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出資の引受けをしたものの半数以上で、かつ、その引き受けた出資の合計額が引受出資総額の二分の一以上になるものが出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第十七条及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十六条（表決権のない場合）の規定を準用する。

(設立の認可の申請)
第二十五條 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)
第二十六條 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、次の各号の一に該当せず、かつ、その事業が健全に行なわれ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画書の内容が法令又はこれに基づく行政庁の処分違反するときは。

二 定款、業務方法書又は事業計画書に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三 区域を同じくする他の協会が既に成立しているとき。

(理事への事務の引継ぎ)

第二十七条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き継がなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、第二十四条第二項の規定による出資の引受けをした者に対し、その出資の払込みをさせなければならない。

(成立の時期)

第二十八条 協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章 管理

(定款に記載すべき事項)

第二十九条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 事務所の所在地
 - 五 業務
 - 六 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定
 - 七 会員の出資の払込みの方法
 - 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 九 準備金に関する規定
 - 十 役員の数、職務の分担並びに選任及び委嘱に関する規定
 - 十一 事業年度
 - 十二 公告の方法
- (業務方法書に記載すべき事項)
- 第三十条 協会の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。
- 一 基金の管理方法

二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一被保証者についての保証の金額の最高限度

四 被保証者の資格

五 保証に係る借入金金の種類及びその借入期間の最高限度

六 保証の範囲

七 保証契約の締結及び変更に関する事項

八 保証料に関する事項その他被保証者の守るべき条件に関する事項

九 保証債務の弁済に関する事項

十 求償権の行使方法及び償却に関する事項

十一 業務の委託に関する事項

(規約)

第三十一条 次の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 会員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員の数)

第三十二条 協会は、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員の選任等)

第三十三条 協会の役員は、定款で定めるところにより、次に掲げる者のうちから総会において選任する。

- 一 会員(法人たる会員にあつて

は、当該法人の業務を執行する役員)

二 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員

三 前項の規定により選任される理事のほか、協会は、定款で定めるところにより、農業又は金融に関する学識経験を有する者を、総会の議決によつて理事に委嘱することができる。ただし、その数は、理事の定数の五分の二をこえてはならない。

3 設立当初の役員は、前二項の規定に準じ、創立総会において選任し、又は委嘱する。

(役員の任期)

第三十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会で定める期間とする。ただし、その期間は一年をこえてはならない。

(監事の兼職禁止)

第三十五条 監事は、理事又は協会の使用人と兼ねてはならない。

(理事の自己契約等の禁止)

第三十六条 協会が理事と契約をするときは、監事が協会を代表する。協会と理事との訴訟についても、また同様とする。

(総会の招集)

第三十七条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第三十八条 会員が、総会員の五分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の五分の一以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

第三十九条 理事の職務を行なう者がいないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに総会の招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(会員に対する通知又は催告)

第四十条 協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所を協会に通知したときは、その場合)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

3 総会招集の通知は、その会日の十日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第四十一条 理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿、基金明細書及び総会の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

3 基金明細書には、第九条の基金について、その金額及び取得又は繰入れの年月日を記載しなければならない。

4 会員及び協会の債権者(協会が保証契約を結んでいる融資機関を含む。以下次条において同じ。)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第四十二条 理事は、通常総会の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員及び協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項の書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員)

第四十三条 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に対して連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに當つて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任じなければならない。

(役員に関する民法の準用)

第四十四条 役員については、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあるのは、「主務大臣ハ利害関係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読み替へるものとする。

(総会の議決事項)

第四十五条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 業務方法書の変更
- 三 規約の設定、変更及び廃止
- 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更
- 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第二十六条の規定は、前項の認可の申請があつた場合について準用する。

(総会の議事)

第四十六条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

(特別の議決)

第四十七条 次の事項は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の二分の一以上となる者が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 協会の解散
- 三 会員の除名

(総会に関する民法の準用)

第四十八条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「農業信用基金協合法第四十条第三項」と読み替へるものとする。

第六章 解散及び清算

(解散事由)

第四十九条 協会は、次の事由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 三 第五十七条第二項の規定による解散の命令
- 2 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、第一項第一号の議決の手續が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしななければならない。

(清算人)

第五十条 協会が解散したときは、破産による解散の場合を除き、理

事がその清算人となる。ただし、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十一条 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十二条 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があると

きは、これを会員に対し、出資口数に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により会員に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十三条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
第五十四条 協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所による清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条ノ二(清算人

等の報酬)、第三百三十五条の二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十六条前段(清算に関する事件の管轄)、第三百三十七条前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八条(清算人不適格者)の規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「農業信用基金協合法第五十条」と読み替へるものとする。

第七章 監督

(業務又は財産の状況の報告の徴収)
第五十五条 主務大臣は、協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、協会又は協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することが出来る。ただし、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

(業務又は会計の検査)
第五十六条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 主務大臣は、協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反す

る疑いがあると認めるときは、何時でも、その協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することが出来る。この場合には、前条ただし書の規定を準用する。

3 主務大臣は、協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査しなければならない。

(法令等の違反に対する措置)
第五十七条 主務大臣は、第五十五条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その協会に対して、役員

の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

2 協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその協会の解散を命ずることが出来る。

(決議の取消し)

第五十八条 会員が総会員の十分の一以上又はその出資の合計額が出資総額の十分の一以上となる会員の同意を得て、総会の招集手續又は議決の方法が法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する。

(主務大臣)

第五十九条 この法律において「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第五十五条及び第五十六条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行なわせることができる。

第八章 罰則

第六十条 第五十五条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十六条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 協会の役員若しくは受託者の代表者又は協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその協会の業務又は受託者の受託した業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会又は受託者に対して同項の刑を科する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合にその認可を受けなかつたとき。

二 第七条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基づき協会が行なうことができる業務以外の業務を行つたとき。

四 第九条の規定に違反して資金を管理し、又は第十条第一項若しくは第三項若しくは第十一条の規定に違反する経理をしたとき。

五 第十八条第一項の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第十九条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えなかつたとき。

六 第二十条第三項の規定に違反して催告を怠つたとき。

七 第三十五条の規定に違反して兼職したとき。

八 第三十七条第一項、第三十八条又は第三十九条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

九 第四十一条又は第四十二条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに、その書類の閲覧を拒んだとき。

十 第五十一条又は第五十三条の規定に違反して書類を提出せず、又はその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

十一 第五十二条の規定に違反して残余財産を処分したとき。

十二 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第五十四条において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第五十四条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十二条 第六条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財団法人からの引継ぎ)
第二条 この法律の施行の際に存する民法第三十四条の規定により設立した財団法人で第八条に規定する業務を主たる業務として行なうもの(以下「財団法人」という。)は、その寄附行為で定めるところにより、その主たる事務所の所在地をその区域を含む都道府県の区域を区域とする協会の発起人に対して、当該協会において当該財団法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の申出があつた場合において、協会の創立総会でその申出を承認する旨の議決があつたときは、財団法人の権利及び義務は、協会の成立の時において協会に承継されるものとし、財団法人は、その時において解散するものとす。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

3 前項の規定により財団法人が解散した場合におけるその解散の登記については、政令で定める。

4 第二項の規定により協会が財団法人の権利及び義務を承継した場合には、当該財団法人の純財産のうちその寄附行為に基づいて定められた額は、当該協会の成立の時に、当該寄附行為により定めた者から当該協会に出資されたものとす。

(名称制限に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際にその名称中に農業信用基金協会であることを示すような文字を用いてゐる者は、この法律の施行後一年以内にその名称を変更しなければならぬ。

2 第六条第二項の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

(農業改良資金助成法の一部改正)
第四条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得する」とは、農業技術を導入するに改め、「又は農業者等が融資を受ける施設資金に係る債務の保証」を削る。

第二条第二項を削る。

第三条第一項中「次に掲げる事業を」農業者又はその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する技術導入資金の貸付けの事業に改め、第一号及び第二号を削り、同条第二項中「並びに同項第一号及び第二号の事業別」を削る。

第四条及び第六条第一項中「第一号」を削る。

第七条中「第一号」を削り、「同号」を「同項」に改める。

第八条中「第一号」を削る。

第十二条から第十七条までを次のように改める。

第十二条から第十七条までを削除

第十八条第二項中「保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額」を削り、「保証債務に係る弁済金、利子補給金、貸付及び債務の保証」を「貸付」に改める。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第二十条第一項中「及び債務の保証」を削る。

第二十一条中「と保証債務の弁済金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れる金額に相当する金額との合計額」を削る。

第二十二條中「次に掲げる金額」を「その廃止の際における貸付金の未貸付額及びその後において支払いを受けた貸付金の償還金の額の合計額」に改め、第一号及び第二号を削る。

(都道府県の保証業務の引継ぎ等)

第五条 この法律の施行前に改正前の農業改良資金助成法(以下「旧法」という。)第三条第一項第二号

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号 昭和三十六年三月九日

の債務の保証の事業を行なつてい
た都道府県が、この法律の施行の
日から一年を経過する日までに、
当該都道府県の議会の議決を経
て、当該都道府県の区域をその区
域として設立される協会に当該事
業に係る権利及び義務を移転する
旨を公示したときは、当該協会は、
その公示したところに従つて
当該権利及び義務を承継するもの
とする。

2 前項の規定により協会が同項に
規定する事業に係る都道府県の権
利及び義務を承継したときは、そ
の承継の際、農業改良資金助成法
第十八条第一項に規定する特別会
計の旧法第三条第一項第二号の債
務の保証に係る部門に属する現金
及び預金の合計額（一万円未満の
端数の額があるときは、これを切
りすてた額）は、当該都道府県か
ら当該協会に出資されたものとす
る。

3 第一項の規定により協会がその
権利及び義務を承継した旧法第三
条第一項第二号の事業に係る債務
の保証は、第八条第一号に規定す
る農業近代化資金に係る債務の保
証とみなす。

4 この法律の施行前に都道府県が
締結した旧法第三条第一項第二号
の債務の保証に関する契約に係る
事業（第一項の規定によりその権
利及び義務を協会に承継したもの
を除く。）については、なお従前の
例による。

5 第一項の規定により都道府県か
ら旧法第三条第一項第二号の事業
に係る権利及び義務を承継した協

会は、同号の債務の保証を受けて
同号の条件で貸し付けられた資金
につき、当該都道府県が農業協同
組合との契約により、政令で定め
る日まで引き続き利子補給を行な
うときは、その利子補給に要する
財源に充てるため、農林大臣が定
める金額を当該都道府県に納付し
なければならない。

6 前項に規定する利子補給に関す
る都道府県の経理については、な
お従前の例による。

（その他の法律の一部改正）

第六条 農林中央金庫法の一部を次
のように改正する。

第五条第一項中「漁船保険組合」
の下に、「農業信用基金協会」を加
える。

第七条 大蔵省設置法（昭和二十四
年法律第四十四号）の一部を次
のように改正する。

第十二条第一項第九号中「信用
保証協会」の下に、「農業信用基金
協会」を加える。

第八条 農林省設置法（昭和二十四
年法律第五十三号）の一部を次
のように改正する。

第十条第一項第五号の三中「及
び債務保証を削る。

第九条 農林漁業団体職員共済組合
法（昭和三十三年法律第九十九号）
の一部を次のように改正する。

第一条第七号の次に次の一号を
加える。

七の二 農業信用基金協会法
（昭和三十六年法律第 号）

第十条 登録税法（明治二十九年法
律第二十七号）の一部を次のよう
に改正する。

第十九条第七号中「酪農振興基
金」の下に、「農業信用基金協
会」を、「酪農振興基金法」の下に
「農業信用基金協会法」を加え
る。

第十一条 印紙税法（明治三十二年
法律第五十四号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第九号ノ八中「開拓融資
保証協会」を「農業信用基金協会又
ハ開拓融資保証協会」に改める。

第十二条 所得税法（昭和二十二年
法律第二十七号）の一部を次のよ
うに改正する。

第三条第一項第十二号中「奄美
群島復興信用基金」の下に、「農業
信用基金協会」を加える。

第十三条 法人税法（昭和二十二年
法律第二十八号）の一部を次のよ
うに改正する。

第五条第一項第四号中「信用保
証協会」の下に、「農業信用基金協
会」を加える。

第十四条 地方税法（昭和二十五年
法律第二十六号）の一部を次
のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中
「信用保証協会」の下に、「農業信
用基金協会」を加える。

理 由

農業経営に必要な資金の融通の円
滑化を図るため、農業協同組合その
他の融資機関が農業者等に貸し付け
る農業近代化資金等の貸付金に係る
債務の保証を行なう組織として、農
業信用基金協会を設立することがで
きることとし、その業務、組織、管
理等について所要の規定を設ける必

要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

農業協同組合合併助成法案 農業協同組合合併助成法 (目的)

第一条 この法律は、適正かつ能率
的な事業経営を行なうことができ
る農業協同組合を広範に育成して
農民の協同組織の健全な発展に資
するため、農業協同組合の合併に
ついての援助、合併に係る農業協
同組合の事業経営の基礎を確立す
るのに必要な助成等の措置を定め
て、農業協同組合の合併の促進を
図ることを目的とする。

（合併経営計画の樹立）
第二条 農業協同組合（以下「組合」
という。）は、合併により、合併後
の組合（合併後存続する組合又は
合併によつて設立する組合をい
う。以下同じ。）を適正かつ能率的
な事業経営を行なうことができる
組合とするため、共同して、合併
及び合併後の組合の事業経営に関
する計画（以下「合併経営計画」と
いう。）をたて、これを都道府県知
事に提出して、その計画が適当で
あるかどうかにつき認定を求め
ることができる。

2 前項の規定は、合併する組合が
農業協同組合法（昭和二十二年法
律第三十二号）第十条第一項第
一号及び第二号の事業をあわせ行
なう組合（以下「信用事業を行なう
組合」という。）のみである場合並
びに合併する組合のうち二以上
の信用事業を行なう組合が含まれ
ている場合に限り、適用する。

第三条 合併経営計画においては、
次の掲げる事項を定めるものとす
る。

一 合併及び合併後の組合の事業
経営についての基本方針に関す
る事項

二 合併契約の基本となるべき事
項

三 合併後の組合の事業経営を適
正かつ能率的に行なうことができ
るようするため必要な施設の
統合整備に関する事項

四 合併後の組合と組合員との間
における利用及び協力を強化す
るための方策

五 合併後の組合に係る合併の日
を含む事業年度以後三事業年度
の事業計画

2 組合が前条第一項の規定により
合併経営計画をたてるには、その
組合員（准組合員を除く。）の半数
以上が出席する総会において、そ
の議決権の三分の二以上の多数に
よる議決を経なければならない。

3 前条第一項の規定による合併経
営計画の提出は、昭和四十年十二
月三十一日までにするものとす
る。

（合併経営計画の適合の認定）

第四条 都道府県知事は、第二条第
一項の認定をする場合には、政令
で定めるところにより、都道府県
農業協同組合中央会の意見及び組
合に關し学識経験を有する者の意
見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、合併経営計画
に係る事項が次の各号の要件のす
べてをみたす場合に限り、その合

併経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

一 合併後の組合の地区、組合員の数その他の構成が、その地域の自然的、経済的、社会的条件に照らし、適正かつ能率的な事業経営を行なうのに十分なものであると認められること。

二 合併後の組合の事業経営に関する計画がその組合の前号の構成その他経営条件からみて適当であり、かつ、その計画を確実に達成することができると認められること。

(助成措置)

第五条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 合併経営計画に従い、その事業経営を適正かつ能率的なものにするため、施設の統合整備を行なう合併組合（前条第二項の認定に係る合併経営計画に従い当該認定に係る組合が昭和四十一年三月三十一日までに合併をした場合に、その合併後存続する組合又はその合併によつて設立する組合をいう。以下同じ。）に対しその統合整備のため必要な施設の改良、造成又は取得に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 合併組合に駐在指導員を派遣してその合併経営計画の実施につき指導を行なう都道府県農業

協同組合中央会に対しその指導に要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

三 都道府県が組合に対し合併経営計画の樹立及び実施につき指導を行なう場合におけるその指導に要する経費

附則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

理由

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、農業協同組合が合併経営計画をたて、これに従い合併をする場合に、合併に係る農業協同組合の事業経営を適正かつ能率的なものにするため必要な援助等の措置を講ずることにより、農業協同組合の合併を促進し、農民の協同組織の健全な発展に資する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法の一部を改正する法律案

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「組合員の事業」を「その事業」に改める。

第十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「医療」に関する施設については五分の二を「政令で定める事業」については、政令で定める割合に改め、同条第四項中「又

は第八号」を「若しくは第八号又は第二項に、同項第二号を第一項第二号に、同一の世帯に属する者は」を「同一の世帯に属する者、第二項の事業にあつては組合員と同一の世帯に属する者及び当該信託の引受けを行なう際に組合員又は組合員と同一の世帯に属する者であつた者は」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項第一号及び第二号の事業をあわせ行なう農業協同組合は、組合員の委託により、次の各号に掲げる不動産を貸付けの方法により運用すること又は売却渡すことを目的とする信託の引受けを行なうことができる。

一 信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係る農地（農地法第二十一条第一項に規定する農地をいう。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。）

二 前号に規定する土地にあわせて当該信託をすることを相当とする省令で定めるその他の不動産で信託の引受けを行なう際その委託をする者の所有に係るもの

第十条の五の次に次の六条を加える。

第十条の六 農業協同組合が、第十条第二項の信託の引受けの事業を行なうときは、信託規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。

前項の信託規程には、事業の実施方法及び信託契約に関して省令

で定める事項を記載しなければならない。

信託規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十条の七 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託の委託者又はその一般承継人は、受益者となり、信託の利益の全部を受ける。

第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

第十条の八 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合は、当該信託に係る不動産を信託行為に基づき貸し付け、又は売却する場合においては、信託の本旨に従うほか、組合員又は信託規程で定めるその他の者の農業経営の改善に資することとなるように配慮しなければならない。

第十条の九 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合については、信託法第二十三条、第四十六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、行政庁に属する。

第十条の十 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次の各号の一に該当する場合においては、終了する。

一 当該農業協同組合が受託者の任務を辞したとき。

二 信託法第四十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七条の規定により受託者が解任されたとき。

四 当該農業協同組合が解散（合併による解散を除く。）をしたとき、又は当該農業協同組合の信託規程に係る第十条の六第一項の承認の取消しがあつたとき。

第十条の十一 第十条第二項の信託の引受けの事業を行なう農業協同組合への信託には、信託法第七條、第二十二條第一項ただし書、第二十六條、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十三条までの規定は、適用しない。

第十二条第一項第四号中「農民の組織する団体」を「農民が主たる構成員又は出資者となつて、同一の団体（第二号及び前号に掲げる者を除く。）」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農業生産協同組合並びに農業の経営（これとあわせて行なう林業の経営を含む。）及びこれに附帯する事業のみを行なうその他の法人

第十二条第二項に次の一号を加える。

三 組合が主たる構成員又は出資者となつて、同一の法人（前二号に

掲げる者及び農業協同組合中央会を除く。)

第十六条第一項ただし書中「第十二条第一項第二号乃至第四号又は第二項第二号」を「第十二条第一項第三号から第五号まで又は第二項第二号若しくは第三号」に改め、同条第二項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准組合員を除く。)でなければ、代理人となることができない。

第十六条第三項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同条第四項中「二人」を「五人」に改める。

第三十一条の二第一項中「共済規程」の下に「信託規程」を加える。

第三十八条第一項中「規約」の下に「共済規程、信託規程」を加え、同条第二項第四号中「払込済の出資(回転出資金を除く。以下同じ。)」を「払込済の出資(回転出資金を除く。以下同じ。)」に改める。

第四十条第二項中「若しくは共済規程」を「共済規程若しくは信託規程」に改める。

第四十四条第一項第二号中「及び共済規程を、共済規程及び信託規程」に改める。

第四十八条第六項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十六条第二項後段中「その組合員と同一の世帯に属する者又は他の組合員(准

組合員を除く。)」とあるのは「他の組合員(准組合員を除く。)」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

第四十八条に次の一項を加える。

総代会においては、前項の規定にかかわらず、役員を選挙又は選任及び総代の選挙並びに定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第五十二条第二項を次のように改める。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、組合員の事業の利用分量に応じ、又は年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じなければならない。

第五十八条第六項中「議決権」の下に「又は選挙権」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合には、第十六条第二項後段の規定を準用する。

第六十四条第四項中「組合員(准組合員を除く。)」を「第十二条第一項第一号の規定による組合員に、(會員(准組合員を除く。))が一人」を「同条第二項第一号の規定による會員が二人未満」に改める。

第六十六条第一項中「組合員(准組合員及び法人たる組合員を除く。))又は會員たる組合員」を「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による會員たる組合員」に改め、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削り、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による理事の選任については、第三十条第十項本文の規定を準用する。

第七十三条を第七十二条の二とし、同条の次に次の一章を加える。

第二章の二 農業生産協同組合

第七十二条の三 農業生産協同組合(以下生産組合という。))は、組合員の協同により農業の経営を行なうことを目的とする。

第七十二条の四 生産組合は、その名称中に農業生産協同組合という文字を用いなければならない。

生産組合でない者は、その名称中に農業生産協同組合という文字を用いてはならない。

第七十二条の五 生産組合は、法人とする。

第七十二条の六 生産組合(法人税法第九条第七項の規定の適用を受けるものに限る。))の所得のうち、組合員が当該生産組合の事業に従事した程度に応じて当該生産組合が配当した剰余金の金額に相当するものについては、当該生産組合には、租税を課さない。

第七十二条の七 生産組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第七十二条の八 生産組合は、農業の経営(これに附帯する事業を含む。))を行なうものとする。

生産組合は、前項の事業とあわせて、林業の経営(これに附帯する事業を含む。))を行なうことができる。

第七十二条の九 生産組合の組合員たる資格を有する者は、農民で定款で定めるものとする。

第七十二条の十 生産組合の組合員のうち、その総数の二分の一を下らない範囲内で省令で定める割合以上のものは、当該生産組合の行なう事業に従事するものとする。

生産組合の行なう事業に常時従事する者のうち、組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外のものの数は、その常時従事する者の数の五分の一をこえてはならない。

第七十二条の十一 生産組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

生産組合の組合員の責任は、本法に別段の定めがある場合のほか、その出資額を限度とする。

第一項の出資には、第十三条第三項及び第五項の規定を準用する。

第七十二条の十二 生産組合の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 第二十八条第一項第一号から第六号まで、第八号、第九号、第十一号及び第十二号に掲げる事項

二 役員の数、職務の分担及び任免に関する規定

前項の定款には、第二十八条第三項及び第四項の規定を準用する。

生産組合の役員は、定款で定めるところにより、総会において選任する。

生産組合の理事は、その組合員でなければならない。

生産組合の理事は、監事と兼ねてはならない。

第七十二条の十四 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

三 事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案

生産組合は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十五 次の事項は、生産組合の総組合員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 生産組合の解散及び合併

三 組合員の除名

四 第七十三条第二項において準用する民法第五十七条後段の規定による特別代理人の選任

第七十二条の十六 生産組合は、損失をうめ、第七十三条第二項において準用する第五十一条第一項の準備金を控除した後でなければ、剰余金の配当をしてはならない。

剰余金の配当は、定款で定めるところにより、年八分以内において政令で定める割合をこえない範囲内で払込済みの出資の額に応じ、なお剰余があるときは、組合員が生産組合の事業に従事した

程度に応じてしなければならない。

第七十二条の十七 生産組合を設立するには、五人以上の農民が発起人となることを必要とする。

発起人は、共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

生産組合は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記簿の謄本及び定款を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十八 生産組合は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項の規定による場合のほか、その組合員が五人未満になり、そのなつた日から引き続き六月間その組合員が五人以上にならなかつた場合においても、その六月を経過した時に解散する。

生産組合は、第七十三条第四項において準用する第六十四条第一項第二号及び第五号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十二条の十九 第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十五の規定を準用する。

第七十三条第四項において準用する第六十六条第一項の規定による理事の選任については、第七十二条の十三第四項の規定を準用する。

生産組合は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した生産組合にあつては、登記簿の謄本及び定款）を添えて、その旨を行政庁に届け出なければならない。

第七十三条 生産組合の組合員には、第十四条、第十八条及び第二十一条から第二十七条まで、民法第六十五条第一項及び第二項並びに有限会社法第十四条、第十六条第一項及び第五十四条の規定を準用する。この場合において、有限会社法第十四条中「第七条第二号及第三号ノ財産」とあるのは「現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産」と、同法第十六条第一項中「前二条」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第一項ニ於テ準用スル有限会社法第十四条」と、同法第五十四条第一項中「第四十九条第一号及第二号ノ財産ノ資本増加當時」とあるのは「農業生産協同組合ノ成立後現物出資ヲ為ス者ノ出資ノ目的タル財産ノ出資當時」と、「資本増加ノ決議ニ依リ」とあるのは「当該財産ノ出資ニ付為サレタル定款ノ変更ノ決議ニ依リ変更セラレタル定款ニ」と読み替へるものとする。

生産組合の管理には、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十一条、第三十九条、第四十七条、第四十九条、第五十条、第五十一条第一項から第三項まで、第五十三条及び第五十四条、民法第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十七条まで及

び第五十九条から第六十二条まで並びに商法第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項、第二百五十八条第一項及び第二百七十八条の規定を準用する。この場合において、第三十一条の二中「理事」とあるのは「役員」と、第四十七條後段中「農業協同組合法第三十七條第三項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル民法第六十二条」と、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又は檢察官」とあるのは「行政庁ハ農業生産協同組合ノ組合員其ノ他ノ利害關係人」と、同法第五十七条中「前条ノ規定」とあるのは「總會ノ決議」と、商法第二百五十六條第三項中「前二項」とあるのは「農業協同組合法第七十三条第二項ニ於テ準用スル同法第三十一条第一項」と、同法第二百五十八條第一項中「取締役」とあるのは「役員」と、同法第二百七十八條中「監査役」とあるのは「理事」と読み替へるものとする。

生産組合の設立には、第六十二条及び第六十三条第一項の規定を準用する。この場合において、第六十二条第一項中「第五十九条第一項の認可があつたときは、発起人は」とあるのは、「発起人は、理事を選任したときは」と読み替へるものとする。

生産組合の解散及び清算には、第六十四条第一項、第六十五条第一項及び第四項、第六十六条第一項、第六十七条、第六十八条、第六十九条第一項並びに第七十

から第七十二条の二までの規定を準用する。この場合において、第七十二条の二後段中「農業協同組合法第六十九条」とあるのは、「農業協同組合法第七十三条第四項ニ於テ準用スル同法第六十九条第一項」と読み替へるものとする。

第七十三条の二十五第三項中「この場合において」の下に、「第十六条第二項後段中「その組合員」と同一の世帯に属する者又は他の組合員（准組合員を除く。）」とあるのは「都道府県中央会の總會にあつては他の正会員（第七十三条の二十二第一項の規定により代議員をもつて總會を組織する都道府県中央会の總會にあつては、他の正会員たる組合の理事）、全国中央会の總會にあつては他の正会員たる組合の理事又は都道府県中央会の会長」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」とを加える。

第七十四条第一項中「組合の設立」を「組合又は生産組合の設立」に改め、「出資組合」の下に「又は生産組合」を加え、同条第二項中「組合の設立」を「組合又は生産組合の設立」に改め、「出資組合」の下に「又は生産組合」を加え、「払い込んだ出資」を「払込済みの出資」に改め、同条第五項中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加える。

第七十五条第一項及び第七十六条第一項中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加える。

第七十八条中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加える。

第七十九条中「組合が合併をしたときは」を「組合が合併をしたとき、又は生産組合が合併をする場合において合併に必要な行為を終つたときは」に改め、「存続する組合」の下に「又は生産組合」を、「消滅する組合」の下に「又は生産組合」を加え、「設立した組合」を「設立する組合又は生産組合」に改める。

第八十一条中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加える。

第八十二条第一項中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加え、同条第二項中「農業協同組合連合会登記簿」の下に「農業生産協同組合登記簿」を加える。

第八十三条第一項中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加え、同条第三項中「出資組合」の下に「又は生産組合」を、「第六十五条第四項」の下に「（第七十三条第四項において準用する場合を含む。）及び第七十三条第二項」を加える。

第八十五条第一項中「組合」の下に「若しくは生産組合」を加え、同条第三項中「組合」の下に「又は生産組合」を加える。

移転に關し次条第一項若しくは第七十三條第一項の許可を申請をして個人が該申請に對する許可があり、近くその許可に係る農地又は採草放牧地についてその法人に所有権を移転し、又は使用収益権を設定し、若しくは移転することが確定と認められる個人を含む。であるか、又はその法人の事業に常時従事する者（前項に掲げる事由により一時的にその法人の事業に常時従事することができない者で当該事由がなくなれば常時従事することとなる）と農業委員会が認めたもの及び省令に定める一定期間内にその法人の事業に常時従事することとなることが確定と認められる者を含む。以下「常時従事者」という。であるかのいずれかであること。

三 その法人の構成員以外の者から使用収益権の設定又は移転を受けて耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積が、それぞれ、その法人が耕作又は養畜の事業に供している農地又は採草放牧地の面積の二分の一に満たないこと。

四 その法人の常時従事者たる構成員が、農業生産協同組合及び有限会社にあつては、その法人の議決権の過半数を保有し、合名会社及び合資会社にあつては、その法人の社員（業務執行権を有しないものを除く）の過半を占めること。

五 その法人の事業を行なうのに必要な労働力のうちその構成員

以外の者に依存する部分が省令で定める基準をこえないこと。

六 その法人の利益（農業生産協同組合にあつては、剰余金）の配当について、その定款で、省令で定める率をこえない範囲内において払い込まれた出資の額の割合に応じてし、なお剰余があるときは、構成員がその法人の事業に従事した程度に応じてする旨が定められていること。

八 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第二項の信託の引受けの事業（以下「信託事業」という。）を行なう農業協同組合が当該信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

第三條第二項ただし書中「第三号から第五号まで」を「第二号の二及び第三号から第五号まで」に改め、同項第一号中「世帯員」の下に「並びにその土地について耕作又は養畜の事業を行なっている農業生産法人」を加え、同項第二号の次に次の三号を加える。

二の二 農業生産法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

二の三 農業生産法人が所有権及び使用収益権以外の権利を取得しようとする場合

二の四 信託の引受けにより第二号に掲げる権利が取得される場合

第三條第二項第三号中「前号に掲げる権利を取得しようとする者」を「第二号に掲げる権利を取得しようとする者（農業生産法人を除く。）」に、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第四号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、「こえることとなる場合」を「こえることとなり、かつ、これらの者が、その取得後において、耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主としてその労働力に依存するだけでは効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができないと認められる場合」に改め、同項第五号中「第二号に掲げる権利を取得しようとする者」の下に「（農業生産法人を除く。）」を加え、同項第六号及び第七号中「一時貸し付けようとする場合」の下に「及び農業生産法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合」を加える。

第六條第六項中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第七條第一項中第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているもの

九 信託事業を行なう農業協同組合が所有する小作地又は小作採草放牧地で信託事業に係る信託財産であるもの

第七條に次の三項を加える。

三 農業生産法人の常時従事者たる構成員以外の構成員又は農業生産法人の構成員以外の者で、従前その法人の常時従事者たる構成員であつたもの又はその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人である者が所有する小作地又は小作採草放牧地で、その法人がその所有者（所有者がその法人の常時従事者たる構成員であつた者の一般承継人である場合には、その常時従事者たる構成員であつた者）からその者がその法人の常時従事者たる構成員でなくなつた後に設定を受けた期間の定めがある使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているもの

四 第一項第八号の規定の適用については、農業生産法人の常時従事者たる構成員が所有し、かつ、その法人がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているもの

五 第一項第八号及び前項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時、その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないもの（前項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になつたもの又ははなないもの）は、その住所がその市町村の区域内にあるもの（同項の規定の適用については、その事由の発生の直前の住所のある市町村の区域内になつたもの又ははなないもの）とみなす。

第八條第一項第二号中「及び第六号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第九條第一項中「小作地又は小作採草放牧地」を「小作地又は小作採草放牧地につき」に、「相当するものを」を「相当するものにつき」に、「他の者に譲渡しないとき」を「所有権の譲渡をしないとき」に改め、第七條第一項第八号に掲げる小作地又は小作採草放牧地に該当するものでなくなつた小作地又は小作採草放牧地は、その所有権がその者から設定を受けた使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業に供しているものとする。

牧地にあつては、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは賃貸借の更新をしない旨の通知をしないとき」に改め、「第三十条第一項の下に」又は第二十条第一項を加え、「その期間経過後もこれに対する処分がないときは、これに對し不許可の処分を」その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合等における買収)

第十五条の二 農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合(農業生産法人が合併によつて解散した場合において当該合併によつて設立し、又は当該合併後存続する法人が農業生産法人でない場合を含む。)において、その法人若しくはその一般承継人が所有する農地若しくは採草放牧地があるとき、又はその法人及びその一般承継人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地である農地若しくはその一般承継人の耕作若しくは養畜の事業に供されているものがあるときは、国がこれを買取する。ただし、これらの土地でその法人が第三十条第一項本文に掲げる権利を取得した時に農地及び採草放牧地以外の土地であつたものその他政令で定めるものについては、この限りでない。

2 第三十条第二項第六号に規定する農地又は採草放牧地をその所有者が農業生産法人に貸し付けた場合において、その所有者が当該貸付けに係る法人の常時従事者たる構成員でなくなつたときは、国がその農地又は採草放牧地を買取する。

3 農業委員会は、前二項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地があるとき、次に掲げる事項を公示し、かつ、公示の日の翌日から起算して一箇月間、その事務所で、これらの事項を記載した書類を縦覧に供しなればならない。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

一 その農地又は採草放牧地の所有者の氏名又は名称及び住所
二 その農地又は採草放牧地の所在、地番、地目及び面積
三 その他必要な事項

4 農業委員会は、第一項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地につき前項の規定により公示をした場合において、その公示の日の翌日から起算して三箇月以内の省令で定めるところにより当該法人から第二條第七項各号に掲げる要件のすべてをみたすに至つた旨の届出があり、かつ、審査の結果その届出が真実であると認められるときは、遅滞なく、その公示を取り消さなければならない。

5 農業委員会は、前項の規定による届出があり、審査の結果その届出が真実であると認められないときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

6 第四項の規定により公示が取り消されたときは、その公示に係る農地又は採草放牧地については、国は、第一項の規定による買取をしない。

7 第三項の規定により公示された農地若しくは採草放牧地の所有者又はこれらの土地について使用収益権に基づく使用及び収益をさせている者が、その公示に係る農地又は採草放牧地につき、第一項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地にあつては第四項に規定する期間の満了の日(その日までに同項の規定による届出があり、これにつき第五項の規定による公示があつた場合のその公示に係る農地又は採草放牧地については、その公示の日)、第二項の規定による買取をすべき農地又は採草放牧地にあつては第三項の規定による公示の日の翌日から起算して三箇月以内、省令で定めるところにより、所有権の譲渡をし、地上権若しくは永小作権の消滅をさせ、使用貸借の解除をし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、若しくは返還の請求をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしたときは、当該農地又は採草放牧地については、第一項又は第二項の規定による買取をしない。当該期間内に第三條第一項又は第二十条第一項の規定による許可の申請があり、その期間経過後までこれに対する処分がないときも、その処分があるまでは、同様とする。

8 第十条から第十四条までの規定は、第一項又は第二項の規定による買取をする場合に準用する。

第二十條第一項ただし書中「行われる場合」を「行なわれる場合及び解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が信託事業に係る信託財産につき行なわれる場合(その賃貸借がその信託財産に係る信託の引受け前既に存していたものである場合及び解約の申入れ又は合意による解約にあつてはこれらの行為によつて賃貸借の終了する日、賃貸借の更新をしない旨の通知にあつてはその賃貸借の期間の満了する日)がその信託に係る信託行為によりその信託が終了することとなる日前一年以内でない場合を除く。に改め、同条第二項第三号中「生計」の下に「(法人にあつては、経営)」を加え、同条第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 賃借人である農業生産法人が農業生産法人でなくなつた場合並びに賃借人である農業生産法人の構成員となつている賃借人がその法人の構成員でなくなつたとき、かつ、その賃借人又はその世帯員がその許可を受けた後ににおいて耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地を主に利用して耕作又は養畜の事業を行なうことができることを認められる場合

第三十六條第一項中「若しくは第十五條第一項を、第十五條第一項若しくは第十五條の二第一項若しくは第二項」に改め、同項第一号中「自作農として農業に精進する見込があるもの」を「自作農として農業に精進する見込があるもの又は農業生産法人であるもの」に改め、同項第三号中「見込がある者」を「見込みがある者又は農業生産法人」に改める。

第七十八條第一項中「第十五條第一項」の下に、第十五條の二第一項若しくは第二項を加える。

第八十條第二項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

第八十五條第一項第二号中「第十五條第二項」の下に、第十五條の二第八項を加える。

第八十七條第一項中「若しくは第十五條を、第十五條若しくは第十五條の二」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第四項中「組合員」の下に「(法人を除く。組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。)」を加える。

第二十三條第三項中「(禁治産者、準禁治産者及び禁治産者に処せられて執行中の者を除く。)」の下に「及び法人たる組合員」を加える。

第八十二条第二項中「議員」の下に「(法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。)」を加える。

第一百十條第二項中「及び第十五條を」第十五條及び第十五條の二に改める。

第四百十條第一項中「総代」の下に「(法人を除き、總代たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を、「議員」の下に「(法人を除き、議員たる法人の業務を執行する役員を含む。以下本条において同じ。)」を加える。

3 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項に次の一号を加える。

三 第一号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第二條第七項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員又は社員(その耕作に従事する日数が前号の省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めたる者を除く。)

第十條第三項を次のように改める。

3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第八條第一項第一号の規定による選挙人については、その氏名、住所、生年月日及び

耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項

二 第八條第一項第二号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項

三 第八條第一項第三号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員又は社員となつてゐる同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
4 土地改良法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「所有者」の下に「又はその一般承継人」を加える。

5 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項に次の一号を加える。

三 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第七項に規定する農業生産法人たる果樹農業者(農林省令で定めるものを除く。)

理由

最近における農業事情その他の事情の推移にかんがみ、自立経営たる家族農業経営の育成、農業経営の協同化等を容易にさせるように農地等の権利移動の制限に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法案

大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに関する特別措置法(目的)

第一条 この法律は、大麦及びはだか麦につき、その生産及び流通の合理化に資するため、当分の間、政府が必要な助成措置を講じてその生産及び用途の転換を促進するとともに、その政府買入れについて食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)に所要の特例を設けることを目的とする。

(需要の見通し等の公表)

第二条 農林大臣は、毎年、七月三十一日までに、大麦及びはだか麦の生産及び需給の事情の推移並びに需要の見通しを公表しなければならない。

(麦作転換方針及び政府買入数量)

第三条 農林大臣は、毎年、前条の需要の見通しに基づき、翌年産の大麦及びはだか麦につき、その生産及び用途の転換に関する方針(以下「麦作転換方針」という。)並びにその政府買入数量を定め、これを公表しなければならない。

2 前項の政府買入数量は、翌年産の大麦及びはだか麦の精麦原料としての需要見込数量(大麦又ははだか麦の生産者(以下単に「生産者」という。)がその生産に係る大麦又ははだか麦を精麦として消費する場合のその精麦に係るものを除く。)を基準として定める。

3 農林大臣は、第一項の政府買入数量に基づき、大麦及びはだか麦の都道府県別の政府買入数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

4 第一項の規定による通知は、毎年、九月十五日までにするものとする。

(市町村麦作転換計画及び生産者別政府買入数量)

第五条 市町村長は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、都道府県麦作転換計画に即し、かつ、同項の市町村別の政府買入数量をもととして、市町村における大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する計画(以下「市町村麦作転換計画」という。)を定め、これを公表するとともに、その市町村別の政府買入数量の範囲内において生産者別の政府買入数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

2 市町村長は、市町村麦作転換計画を定めようとするときは、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞かなければならない。

3 第一項の生産者別の政府買入数量は、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、市町村麦作転換計画、生産者の大麦又ははだか麦の生産事情及び販売事情等を参酌して定める。

4 第一項の規定による通知は、毎年、十月十五日までにするものとする。

(転換奨励金等)

第六条 政府は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、都道府県に対し、次に掲げる経費につき、補助金を交付することができる。

一 市町村が市町村麦作転換計画の円滑な実施に資するため農業

者に対し転換奨励金を交付するに要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

二 都道府県が都道府県麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費

三 市町村が市町村麦作転換計画を作成し及び実施するのに要する経費を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

(政府買入れ)

第七条 政府は、政令で定めるところにより、第五条第一項の規定による通知を受けた生産者又はその生産者から委託を受けた者の売渡しの申込みに応じ、大麦及びはだか麦をその通知に係る政府買入数量に相当する数量まで、買入れるものとする。

(政府買入価格)

第八条 前条の規定による大麦及びはだか麦の政府の買入れの価格は、政令で定めるところにより、政令で定める期間における大麦及びはだか麦の政府の買入れの価格に農業パリティ指数(食糧管理法第四条ノ二第二項に規定する農業パリティ指数をいう)を乗じて得た額並びに大麦及びはだか麦の需給事情その他の経済事情を参酌し農林大臣が定める。

2 前項の政府の買入れの価格は、毎年、六月三十日まで定めて、公表しなければならない。

(食糧管理法の規定の適用除外)
第九条 食糧管理法第四条ノ二の規定は、大麦及びはだか麦については、適用しない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農林大臣は、昭和三十六年産の大麦及びはだか麦について、都道府県における昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量を基準とし、都道府県における昭和三十六年産の大麦及びはだか麦の生産事情を参酌して、都道府県別の政府買入数量を定め、これを都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の都道府県別の政府買入数量の範囲内において、昭和三十六年産の大麦及びはだか麦について、市町村における昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量を基準とし、市町村における昭和三十六年産の大麦及びはだか麦の生産事情を参酌して、市町村別の政府買入数量を定め、これを市町村長に通知しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の市町村別の政府買入数量の範囲内において、昭和三十六年産の大麦及びはだか麦について、農業委員会及び政令で定める農業団体の意見を聞き、生産者ごとの昭和三十三年産、昭和三十四年産及び昭和三十五年産の大麦及びはだか麦の政府買入数量の年平均数量並びに昭和三十六年産の大麦及びはだか麦の

生産事情を参酌して、生産者別の政府買入数量を定め、これを当該生産者に通知しなければならない。

5 前三項の規定により、農林大臣、都道府県知事又は市町村長が通知を発すべき期限は、政令で定める。

6 昭和三十六年産の大麦及びはだか麦についての第七条の規定の適用については、同条中「第五条第一項」とあるのは、「附則第四項」とする。

理 由

最近における大麦及びはだか麦の生産及び消費の状況にかんがみ、当分の間、大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換を促進するために必要な助成等の措置を講ずるとともに、食糧管理法による大麦及びはだか麦の政府の買入れにつき特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

要知用水公団法の一部を改正する法律案

愛知用水公団法の一部を改正する法律案

愛知用水公団法(昭和三十年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「木曾川水系の水資源を」とを「木曾川水系及び豊川水系の水資源をそれぞれ」に改める。

第七条を次のように改める。

(役員)
第七条 公団に、役員として、理事長一人、副理事長一人、理事三人以内及び監事一人を置く。

第八条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項及び第三項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第九条第一項中「総裁」を「理事長」に改め、同条第二項中「副総裁」を「副理事長」に、「総裁」を「理事長」に改める。

第十条第一項中「五年」を「三年」に改める。

第十二条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十四条及び第十五条中「総裁」を「理事長」に、「副総裁」を「副理事長」に改める。

第十六条中「総裁」を「理事長」に改める。

第十八条第一項第一号中「岐阜県」の下に「静岡県」を加え、同号の次に次のように加える。

ハ 埋立て又は干拓

第十八条第一項第四号中「前三号」を「前四号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第一号ハの事業(以下「埋立干拓事業」という)の施行によつて造成されるべき埋立地又は干拓地(以下「埋立予定地」という)の処分を行なうこと。

第十八条の次に次の一条を加える。

(国営土地改良事業等の承継)

第十八条の二 愛知用水公団法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第 号)の施行の際現に国が前条第一項第一号の区域のうち豊川水系に係る区域(以下「豊川事業区域」という)内において工事

を施行している土地改良事業は、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示があつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

2 愛知用水公団法の一部を改正する法律の施行の際現に県が豊川事業区域内において工事を行つて、当該区域に係る第二十条第一項の事業基本計画が定められる前に当該県から農林大臣に当該土地改良事業を公団において実施すべき旨の申し出があり、かつ、農林大臣が当該事業を公団において実施することとが適当であると認めたものは、当該区域に係る事業実施計画につき第二十一条第十一項の規定による告示のあつた日の翌日に公団の事業となるものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、「手続に従い」の下に「同項第一号の区域のうち木曾川水系に係る区域(以下「木曾川事業区域」という)及び豊川事業区域」とを加え、同条第二項第三号中「所在及び面積」の下に「(埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の所在及び面積)を加え、同項第四号中「現況」の下に「(埋立干拓事業にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の現況)」を加え、同項第五号中「開発計画」の下に「(埋立干拓事業にあつては、埋立予定地の開発計画)」を加え、同条第三項中「前条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に改め、同条第四項中「前条第一項第三号」を「第

十八条第一項第三号」に改める。

第二十條第一項中「事業につき」の下に「木曾川事業区域及び豊川事業区域」とを加え、同条第二項第二号中「開発計画に関する事項」の下に「埋立干拓事業」にあつては、埋立地又は干拓地となるべき水面の区域及び現況並びに埋立予定地の開発計画に関する事項」を加える。

第二十一條第十三項中「第二十一條第一項ただし書」を「第一項ただし書」に改める。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(埋立予定地の処分)

第二十三條の二 公団は、埋立予定地の処分をしようとするときは、政令で定めるところにより、その事業の完了前、農林大臣の認可を受けて土地配分計画を定め、これに基づき、埋立予定地の所在、予定配分口数及び予定配分面積を公告しなければならない。

2 前項の規定による公告に係る埋立予定地につき第四項の規定により所有権を取得しようとする者は、その公告の日から起算して三十日以内に、農林省令で定める手続により、配分申込書を公団に提出しなければならない。

3 公団は、政令で定めるところにより、前項の規定により配分申込書の提出をした者で農業に精進する見込みのあるもののうちから適当と認められる者を選定し、その者に次の事項を記載した配分通知書を交付する。

一 配分を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 配分する埋立予定地の所在の場所及び面積

三 配分の条件

四 その他農林省令で定める事項

4 前項の規定による配分通知書の交付を受けた者は、当該配分通知書に記載された場所の埋立予定地を含む地域に係る埋立干拓事業の完了の期日において、当該埋立予定地につき造成される埋立地又は干拓地の所有権を取得する。この場合において、当該埋立地又は干拓地につき公団の所有権が存するときは、当該完了の期日において、その公団の所有権は、消滅する。

5 前項の完了の期日は、同項前段に規定する地域に係る埋立又は干拓について公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條の竣功認可のあつた日とする。

第二十四條第一項中「第三号までの事業」の下に「埋立干拓事業を除く。」を、「その事業に要する費用」の下に「(第十八條の二第一項の規定により公団の事業となつた事業にあつては、公団の事業となる日まで当該事業につき国が要した費用を含む。以下第二十七條において同じ。)」を加え、同条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「組合員である場合」の下に「又は前項に規定する者が当該事業の施行によつて造成される土地の全部又は一部をその地区に含む土地改良区の組合員である場合」を加え、「同項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公団は、政令で定めるところにより、前条第四項の規定により埋立干拓事業の施行によつて造成される土地の所有権を取得した者に對し、その事業に要する費用の全部又は一部を賦課徴収することができる。

第二十五條第一項中「前条第一項又は第二項を、前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第五項中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第二十六條中「第二十四條第二項」を「第二十四條第三項」に改める。

第二十八條中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十三條の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第三十三條の二 公団は、木曾川事業区域の事業に係る経理及び豊川事業区域の事業に係る経理を区分して整理しなければならない。

第三十四條の見出しを「(借入金及び愛知用水公団債券)」に改め、同条に次の六項を加える。

5 公団は、次条第一項に規定する場合のほか、農林大臣の認可を受けて、愛知用水公団債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

6 債券の債権者及び公団に對して資金の貸付けをしている国際復興開発銀行は、公団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 公団は、農林大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百一一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第五項から前項までに定めるもののほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條の見出しを削る。

第三十六條の見出し中「貸付」を「貸付け等」に改め、同条中「貸付をすることが出来る。」を「貸付けをし、又は債券の引受けをすることが出来る。」に改める。

第三十七條に次の一項を加える。

3 政府は、法人に對する政府の財政援助の制限に關する法律第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、第三十四條第五項の認可を受けて公団の発行する債券に係る債務について保証契約をすることが出来る。

第三十八條中「長期借入金」の下に「及び債券」を加える。

第四十三條第一号中「若しくは第三項ただし書」を「第三項ただし書、第五項若しくは第八項」に改める。

第五十條の次に次の二條を加える。

(権利及び義務の承継)

第五十條の二 第十八條の二第一項の規定により国営土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に關し、公団の事業となる時において国が有する権利及び義務(当該事業に關する特定土地改良工事特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含み、農地法第六十一條各号に掲げる土地等及び農地法施行法第六條第一項の規定により農地法第四十四條第一項の規定によつて買収したものとみなされる土地等に係る権利を除く。)は、その時において公団が承継する。

2 第十八條の二第二項の規定により県営土地改良事業が公団の事業となる場合においては、当該事業に關し、公団の事業となる時において当該県が有する権利及び義務の公団への承継については、当該県と公団とが協議して定めるものとする。

(国庫納付金)

第五十條の三 公団は、政令で定めるところにより、第十八條の二第一項の規定により公団の事業となつた事業につき第二十四條第一項又は第三項の規定により徴収した賦課金の額のうち、公団の事業となる日までに当該事業につき国が

要した費用の一部に相当する額を
国庫に納付しなければならぬ。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章に係る改正規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(役員任期の特例)

- 2 前項ただし書の政令で定める日の前日において現に在任する愛知用水公団の役員任期は、その日に満了したものとみなす。

理由

豊川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化を図るため、同水系に係る区域内における大規模なかんがい排水施設の新設及び管理、開田、開畑等の事業を愛知用水公団に行なわせる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○井原政府委員 たいいま提案になりました農業近代化資金助成法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業経営の改善をはかり、農業の近代化を強力に推し進めて参りますためには、農地の集団化等土地保有の合理化と並んで、家畜の導入、農作業の機械化等農業の生産施設等の整備拡充をはかることが不可欠であります。そのためには長期かつ低利の施設資金の融通を一そう円滑にする必要があることは申すまでもないところであります。農村におけるこれらの資金の需要はますます増加する趨勢にあります。

他方、農業協同組合等の組合系統金融機関の資金は、最近次第に充実を示して参りましたが、その貸出金利が割高であること等の理由から農民の資金需要に十分にこたえることができず、また、従来の農業改良資金等の制度金融につきましても、その資金ワケが少くないこと等の理由からその機能を十分に発揮するには至っていないと考えられます。

そこで、政府といたしましては、今後、農業協同組合につきましても、自己資本の充実、合併の促進、部門別経理の確立等による経営の合理化の措置を総合的かつ強力に推進し、貸し出しの促進と貸出金利の引き下げ等組合系統金融の刷新強化をはかる所存であります。が、組合系統金融の現状にかんがみまして、なお利子補給等の助成措置を講じなければ農業近代化の重要な翼をになうべき組合系統金融の機能を十分に發揮させることは困難と考えられます。そこで、組合系統資金を農業施設資金として大幅に活用し農業経営の近代化に資することを目的としてここに農業近代化資金融通制度を設けることとした次第であります。

次にこの農業近代化資金助成法案の内容について御説明申し上げます。

この法律案は、農業者等の資本整備の高度化をはかり、農業経営の近代化を推進するために、農業者等に対し農業協同組合及びその連合会等がこれらの資金を貸し付ける場合に都道府県が行なう利子補給等の措置に対して国が助成を行なう制度を設けるものであります。そのおもな内容は次の通りであります。

第一は、国の助成の対象となる農業近代化資金の内容であります。これは、農業者等の経営の近代化に資するために農業協同組合等の融資機関が利率年七分五厘以内、償還期限原則として十年以内の条件で農業者等に貸し付ける畜舎果樹など、農機具等の施設の改良等に必要資金、果樹その他の永年性植物の植栽に要する資金及び乳牛その他の家畜の購入に必要な資金等であります。

第二は、このような内容の農業近代化資金に対して行なわれる政府の助成であります。この政府の助成には、利子補給補助と出資補助の二つがございます。このうち、利子補給補助は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関と都道府県との契約により都道府県が利子補給を行なうのに要する経費の全部または一部を国が補助するものであります。政府の行なう助成のうち、もう一つの出資補助は、農業近代化資金にかかわる債務保証をおもな業務として新たに各都道府県に設立されます農業信用基金協会に対し都道府県が農業近代化資金の債務保証に充てるための基金として出資を行なうのに必要な経費の一部を国が補助するものであります。

以上がこの法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします次第であります。

次に、たいいま提案になりました農業信用基金協会法案の提案理由を御説明申し上げます。

農業の生産性の向上と農業経営の改善をはかりますためには農業経営に必要資金の融通を円滑にすることがき

要な資金の融通を円滑にすることがきわめて重要なことであります。が、農業協同組合等の組合系統金融機関からの貸し出しは現状では必ずしも十分とは言えない状況にあります。そこで、その貸し出しが消極的となつてゐる原因の一つと考えられます農業者等の信用力の弱さを補うものとしては、従来から、農業改良資金制度による債務保証基金や、地方公共団体、農業協同組合等を出援者として設立された財団法人組織等による農業信用基金協会が

ありますが、このたび、農業近代化資金融通制度の発足に伴ひまして、このような信用補完制度を整備し、農業近代化資金についての債務の保証及び従来各地方の協会が行なつて参りました一般の貸し付けについての債務の保証を主たる業務とする農業信用基金協会の制度を確立することとし、この法律案を提出することとした次第であります。

次にこの農業信用基金協会法案の内容について御説明申し上げます。

第一点は、協会の業務についてであります。すなわち、この協会は、農業者等が農業近代化資金その他の農業者等の事業資金、生活に必要な資金を、農業協同組合、信用農業協同組合連合会等の融資機関から借り入れることにより負担する債務の保証の業務並びにこれに付帯する業務を行なうこととなつております。この保証業務に伴ひまして、協会の負担する保証債務の弁済に充てるための基金の管理方法、剰余金の処分方法、経理の区分等につきましては必要な規定を設けることとなつております。

第二点は、会員についてであります。この協会の会員たる資格を有する者は、

は、協会の区域すなわち都道府県の区域内に住所を有する農業者、農業協同組合、同連合会並びに都道府県及び市町村であります。が、これらの会員の出資、議決権、加入及び脱退に關し必要な規定を設けることとしております。

第三点は、設立についてであります。が、協会の設立は主務大臣の認可を受けなければならぬものとするほか、発起人、創立総会その他設立に關し必要な規定を設けることとしております。

第四点は、協会の管理、解散及び清算、監督等についてであります。が、この種特殊法人について必要な諸規定を整備することとしたしております。

第五点は、附則といたしまして、現存する財団法人たる農業信用基金協会からの引き継ぎ、都道府県の保証業務の引き継ぎ等所要の経過規定を置くこと、税法その他関係法律の規定の整備等をはかることとあります。

以上がこの法律案を提案する理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします次第であります。

引き続き、農業協同組合合併助成法案につきまして、その提案理由を御説明いたします。

昭和二十二年に農業協同組合法が制定されました。農協協同組合が広く全国各地に設立され、農民の協同組織として、その経済的・社会的地位の向上に多大の貢献をいたして参つたのであります。しかし、戦後のきびしい社会・経済事情のもとで数多くの農業協同組合が経営不振に陥つたために、政府におきましても昭和二十六年以来

農林漁業組合再建整備法による施策を、初めとする一連の再建整備措置を講じ、不振農協対策としては相当の効果をおぼえてきたのであります。

しかしながら、その後の社会経済の発展に伴い、農業協同組合の規模そのものについても検討を加える必要が生じて参っており、他方、今後農業経営の近代化等を強力に推進していくため農業協同組合に期待するところが大きくなって参りますので、さらにこれを合併によって強化する必要が痛感されるに至っております。

そこで、政府といたしまして、この際、経営規模の過小、事業基盤の狭小な農業協同組合の合併についての援助、助成等の措置を講じ、その合併を促進して規模の拡大をはかり、農民の要望にこたえうる協同組織としてその機能を十分に果たし得るようにするため、本法案を提出した次第であります。

次に本法案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、信用事業を行なっております、いわゆる総合農協を強化することが農業協同組合組織全体の強化にもなりますことから、総合農協の合併を中心に本法案による措置を考へていくことにしております。

第二に、本法案による助成等をいたしますのは、農業協同組合で合併及び合併後の事業経営に関する計画を立て、都道府県知事が適当であると認定をしたものとしております。この認定にあたりましては、都道府県農業協同組合中央会の意見を聞くほか、農業協同組合に關し学識経験を有する者の意見を広く聞いて認定することといたしております。

第三に、その計画が適当である旨の認定を受けた農業協同組合が合併いたしました場合に、その効率的な事業経営のため特に必要とする施設の整備に要します経費及び合併後の農業協同組合に都道府県農業協同組合中央会が駐在指導員を派遣してその事業経営の指導をいたします場合の指導に要する経費につきまして補助するほか、都道府県が農業協同組合の合併について行ないます指導に要する経費につきましても補助することとしております。

第四に、本法案による助成等の措置は、五年間行なうものとして、昭和四十一年三月三十一日まで合併したものを対象とすることといたしております。

なお、本法案と関連して別に提案を予定しております租税特別措置法の一部を改正する法律案によりまして、合併後の農業協同組合が合併により解散した農業協同組合から引き継ぎました欠損金について、法人税の課税標準とする所得の計算上、損金算入を認めることとするほか、清算所得、不動産の登録税につきましても、現行法人税法及び登録税法の特例措置を設ける等、合併推進の障害になると思われる諸問題について税制面での助成措置を講ずることといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びそのおもな内容であります。何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

次に、農業協同組合法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農業協同組合法は、農民の協同組織の発達を促進し、もって農業生産力の増進と農民の経済的・社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展を期することを目的としております。これは、御承知の通りであります。

さきに国会に提案して御審議をいたしております農業基本法案におきましては、農業構造の改善をはかる施策の一環として、農業生産行程についての協力を助長するため、農民が協同して農業経営を行なうことができるようにその協同組織を整備すること、及び農業協同組合に農地等の信託の引き受けの事業を行なわせることによつて、農地等についての権利の設定または移転が農業構造の改善に資することとなるようにすること等を要請しているものであります。

この農業基本法案の趣旨に沿い、その実現をはかることと、あわせて農業協同組合及び農業協同組合連合会の業務の運営につき整備措置を講じようとするのが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に法律案のおもな内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農業生産協同組合制度の創設であります。現行農業協同組合法のもとにおきましては、農業協同組合は、組合員たる農民の個別の経営を育成発展せしめることを目的としており、みずから独立の事業主体となつて農業経営を行なうことを予想しておりませんので、新たに農民がその協同により農業生産協同組合制度の創設をすることとしております。

農業生産協同組合は、組合員たる農民の協同により、農業経営及びこれに付帯する事業を行なうことを目的とする協同組織でありますから、組合員が組合の行なう事業に従事することについての規制をすることと、員外理事の禁止、剰余金配当方法の制限等、協同組合としての特質を保持するため必要な制限を設けておりますが、農業を営営するといふ農業生産協同組合の業務の実質に即して、その設立、管理等を極力簡素化し、組合員相互間の緊密な結合による業務の円滑な運営を期待してあります。

なお、この農業生産協同組合に關連しまして、別に提案しております農地法の一部を改正する法律案に所要の規定を設けております。

第二に、農地等の信託の引き受けの事業でございますが、農業の近代化のためには、農地についての権利移転が自立家族経営の育成、農業経営の協同化等農業構造の改善に資するよう行なわれることが必要であります。そこで、農地法の基本理念を堅持しながら、農業構造の改善に寄与し得るよう農地の権利移転について農地法の規制を緩和して参りますためには、農民の自主的な協同組織としての農業協同組合に農地等の信託の引き受けの事業を行なわせることが最も適当であると考えられるのであります。そのため、農業協同組合が農地等の貸し付け及び売り渡しを目的とする信託の引き受けの事業を行なう道を新たに開くことといたしました。また、農業協同組合が信託を引き受けた農地等を貸し付け、または売り渡す場合には、組合員等の農業経営の改善に資することとなるよう配慮してしななければならないものとしたことと、その他所要の規定を設け、その事業の健全かつ円滑な運営を確保することとしております。

以上の措置に加えまして、農業生産協同組合制度の創設に伴う農業協同組合の組合員資格の整備、員外利用制限の緩和、剰余金配当方法の改善、總會における議決権及び選挙権の代理行使等の制限の緩和等の措置を講ずることとしておりますが、これらは、いずれも、最近における農業事情その他の事情の推移に対処し、農業協同組合組織の機能を強化し、その事業の健全な運営を確保するための措置であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決下さいませうお願いいたします。

次に、農地法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

農地法は、農村における民主化の促進、農業生産力の増進、農民の経済的・社会的地位の向上をはかることを目的として行なわれた農地改革の成果の維持の役割を果たしているものであります。近時、わが国経済の発展の過程において、農業とそれを取り巻く諸条件とは著しい変化が生じてきております。この変化に対応して、農業が産業経済の重要な一部門として他産業におくれをとらないように生産性を向上し得るようにならざるを得ず、農業従事者が他産業従事者と均衡する生活を営み得るようにならざるを得ず、

ためには、農業基本法案に揭げましたような諸般の施策を総合的に進めて参ることが必要と考へるのであります。その最も重要な一環として、農地保有の合理化と農業経営の近代化をはかることが緊要であると存するのであります。

むろん、農地保有の合理化と農業経営の近代化という構造改善への道は必ずしも容易なものではないと存じます。しかしながら、近時、農業技術水準の向上が見られ、他方労働力需要の増大の傾向が現われ、構造改善の可能性も生じているのであります。法人組織により農業経営を行なうとするこゝ等も、農業経営の合理化、近代化に対する農業者の意欲の現われであると考へられるのであります。

従ひまして、この際、農地制度につきましても、農地改革以来十余年の施策の成果を維持し、これとの調和を保ちながら、諸般の施策と相待ちまして、農地保有の合理化と農業経営の近代化に資するような法制的措置を講ずべきものと考へる次第であります。

すなわち、農地法は、農地改革の成果を維持することを主眼といたしまして、農地等の権利移動の統制をし、小作地等の所有制限をし、その他小作関係の調整をいたしておりますが、この基本主旨をそことなりことのないような配慮のもとに、家族農業経営がその経営規模を拡大しようとする場合、あるいは家族農業経営の補完と発展に資するため一定の要件を備える法人組織により農業経営を行なうとする場合、あるいは農業協同組合が農地等の信託を引き受けてその農地等の有効利用を

はかり、農業経営の改善へ寄与しようとする場合等に必要の農地等の権利移動をこの際容易にしたいと思つております。これがこの法案を提出いたしました主旨でございます。

次に法案の主要点につきまして御説明いたします。

主要な改正点は三點ございまして、第一は、家族農業経営に關しまして農地等の権利取得の最高面積制限を緩和することでありまして、すなわち、現行法のもとにおいては、農地等の取得は、取得後の経営面積が、農地は内地平均三町歩、採草放牧地は内地平均五町歩になるように各都道府県別に定められた制限面積をこえることとなる場合は、原則として許可できないこととなつていたのであります。最近の農業技術の発展、農業就業人口の減少の動向にかんがみまして、経営規模の拡大をより容易にするため、この際、農地等の取得後の経営面積がこの制限面積をこえる場合であっても、農地等の権利を取得しようとする者がその取得後において主としてその自家努力によつて効率的に経営することができると認められるときは許可できることを原則とするように改正することとしております。

第二は、個々の家族農業経営の規模の拡大ではなく、これらが共同して規模の拡大ないし資本設備の高度化の経済成果をあげるため法人組織により農業経営を行なうとする場合の農地等の権利取得につきまして規定を整備することでありまして、まず、農業経営を目的とする法人の農地等の権利の取得については、家族農業経営を補完するものとしての協業化を助長する趣旨のも

とに、農業協同組合法の改正により設立されることとしております。農業生産協同組合のほか、合名会社、合資会社、または有限会社であつて農業の共同経営体としてふさわしい要件を備えるものに限り、農地法上所要の改正を行なうことといたしました。

すなわち、このような農業生産法人につきましては、最高面積の制限を設けないこととし、その常時従事者たる構成員に限つて在村地主の保有限度をこえた貸し付け、創設農地等の貸し付け、または借り受け小作地等の転貸を認めることとしております。なお、農業生産法人につきましては、所有権、賃借権等の取得を認めることといたしております。

次に、農業生産法人がその要件を欠くに至りました場合または農業生産法人の常時従事者たる構成員が構成員でなくなつた場合の措置でございます。農業生産法人は、一定期間内にその要件を満たすための措置を講じさせ、なお要件を満たさない場合には、その法人が所有する農地等は他に譲渡させ、その法人の借りてゐる農地等は返還させることとし、この場合の貸借の解約等につきましてはこれを許可することとしております。なお、一定期間を過ぎてもなお所有または貸し付けのままで残つております農地等は、国が買取することとしております。

一方、農業生産法人の常時従事者たる構成員が法人から脱退した場合や常時従事することをやめた場合におきまして、在村地主の保有限度をこえる貸付小作地等や創設農地等が依然としてその法人に貸し付けられたまま残つて

おりますときは、一定期間内にその小作地等または創設農地等をその法人に譲渡するか、または返還を受けさせることとし、その期間を過ぎてもなお貸し付けのままで残つております農地等は、国が買取することとしております。なお、構成員が法人から脱退し、主として自家努力で農業経営を行なうとする場合の貸借の解約等につきましてもこれを許可することとしております。

第三に、農業協同組合法の改正により、新たに農業協同組合が農地等の貸し付けまたは売り渡しにかかる信託の事業を行なう道を開くことといたしておりますが、これを円滑に行ない得るよう、信託の引き受けと信託の終了の際の農地等の権利移動については許可を要しないこととしております。さきにも申し述べましたように、この制度の活用により、農地等の有効利用と、さらに家族経営の健全な発達、自立経営の育成、農業経営の協業化に寄与するような農地移動がはかられることを期待しているわけでありまして、

以上がこの法案のおもな内容でございます。以上が、この際法の改正を行なうこととしております。すなわち、現在自作農創設特別措置特別会計に所属する土地等で作農創設または土地の農業上の利用の増進という買取目的を喪失したものの旧所有者への売り払い、現行法では所有者一代限りとなつておりますが、これらの一般承継人に対してもこの売り払いを行なうことが現行法の趣旨を生かすゆゑんであると存じますので、この際この売り払いの対象を旧所有者の一般承継人にまで拡大することといたしております。

なお、以上の農地法の改正に伴ひまして、土地改良区の組合員である法人の業務を執行する役員を土地改良区または土地改良区連合の役員に選ぶことができるようにし、農業生産法人の構成員に農業委員会の委員の選挙資格を与へ、また、農業生産法人が都道府県知事より果樹園経営計画の認定を受けた場合には農林漁業金融公庫から所要の融資を受け得るよう、附則で関係法律の規定を整備することとしております。

農地法の一部を改正する法律案の内容は、おおむね以上の通りでございます。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませう御願ひ申し上げます。

次に、大麦及びはだか麦の生産及び政府買入れに關する特別措置法案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近の大麦及びはだか麦の需給を見ますに、米の生産の増大と国民消費水準の向上によりその消費は逐年減少しているにもかかわらず、その生産はほぼ従来の水準で推移しているため、その需給は著しく不均衡となつておりまして、政府の手持ち在庫量が急激に増加している状況にあります。

従つて、大麦及びはだか麦の生産につきましては、これを需要に適合したものとするため、大麦及びはだか麦から小麦、飼料作物、葉種、てん菜、果樹等、今後の需要の伸びが期待される作物への転換を積極的に推進することにも、管理の面においても、その買入れ及び価格決定の方法等について所要の改正措置を講ずる必要があると考へられるのであります。

この法律は、大麦及びはだか麦につき、その生産及び流通の合理化に資するため、当分の間、政府が必要な助成措置を講じて、その生産の振興を促進するとともに、その政府買入れについて食糧管理法に所要の特例を設けることを目的とするものでありますが、以下この法案の主要点につき御説明申し上げます。

先ず第一に、農林大臣は、毎年、大麦及びはだか麦の生産及び需給の事情と当面の需要の見通しを公表するとともに、これに基づいて翌年度の大麦及びはだか麦の生産及び用途の転換に関する方針と政府の買入れ数量を定めることといたしております。政府買入れ数量につきましては、大麦及びはだか麦の精製原料としての需要見込み数量を基準として定めることといたしております。

第二には、国の麦作転換方針に即して、大豆及びはだか麦の転換を行なう場合において、その円滑な実施に資するため、農家に転換奨励金を交付する措置を講ずるとともに、都道府県及び市町村の麦作転換計画の作成及び実施に要する経費について、国がこれを補助することといたしております。

第三に、都道府県知事及び市町村長が、それぞれ麦作転換計画及び市町村別、生産者別の政府買入れ数量を定めるに必要な手続を規定いたしております。

第四に、大麦及びはだか麦の政府買入れにつきましても、生産者別に定められた政府買入れ数量を買い入れることとするとともに、その価格は、パリティ価格及び需給事情その他の経済

事情を参酌して定めることといたしております。

第五に、昭和三十六年度の大麦及びはだか麦の政府買入れ数量については、今回の措置がすでにその植え付け後であることを考慮して、過去三年の大麦及びはだか麦の政府買入れ数量を基準として生産事情を参酌して定めることといたしております。

なお、この法律は特別措置法でありますので、この法律施行の間は、大麦及びはだか麦については、食糧管理法第四條ノ二の規定は適用しないことといたしております。

以上がこの法案のおもな内容でございますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

次に、愛知用水公団法の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明いたします。

昭和三十一年から着手いたしました愛知用水の建設工事は、牧尾ダム、兼山取水口、幹線水路を初めとしてその大部分の工事が三十五年度に完了し、三十六年度からは公団の建設にかかる施設を管理する段階に入ることになります。これに伴いまして三十六年度の途中から公団の人員及び機械に余裕を生ずることになります。愛知用水の建設工事に多大の成果をあげましたこれらの職員の高貴な経験と大型高性能の機械を同種の他の事業に一括活用することが国家的見地から見て得策であると考えられるのであります。

従来、農林省が営農事業として実施しておりました豊川総合水利開発事業は、その事業地域が昭和二十六年に天龍東三河総合開発特定地域に指定さ

れ、二十九年に総合開発計画として閣議決定された事業の一つでございます。豊川水系の水資源を総合的に開発してその利用の高度化をはかるため、豊川流域及び渥美半島一帯にわたる約二万町歩の耕地に灌漑するとともに豊橋市周辺及び蒲郡市周辺の工業及び上水道に水を供給する計画の事業であります。事業の規模並びに水資源の総合開発という点におきまして、ほとんど従来の愛知用水事業と同様の事業であります。

従って、この営農豊川総合水利開発事業その他関連事業を公団事業として吸収することにより、愛知用水事業とはほぼ同じ方式によりまして工事の早期完成をはかり、地域総合開発に寄与いたさせますとともに、あわせて公団の人員及び機械の有効な活用を期することとした次第であります。

このように理由によりまして、愛知用水公団法の一部を改正いたすこととしたのであります。

以下、法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、公団の目的に豊川水系の水資源を総合的に開発し得ることを加え、次に、業務につきましては、豊川水系にかかると区域におきまして現に国が工事を行なっているところを国営土地改良事業及び県が工事を行なっているところを県営土地改良事業で県から農林大臣に申し出がありましたが、一定の日をもちまして公団の事業となり、一定の日をもちまして公団の事業といたします。

これに伴いまして、従来国営土地改良事業として計画されておりました埋め立てまたは干拓の事業を公団が行ない得ること、及びその事業によって造成されます埋立地または干拓地の処分を土地改良法と同様な手続で行なうこととしております。

また、公団の事業となる国営土地改良事業につきまして、それが公団の事業となる日までに国が要しました費用のうち、国が徴収すべき地元負担金を公団が賦課徴収し得ること、及び公団の事業となる時においてその事業に關して国が有しておりました権利及び義務は公団が承継することといたしております。

その他、豊川事業が新たに入りますことにより必要となります事業基本計画等の作成手続、経理区分等、必要となる規定の整備をはかったものでございします。

以上、この法律案の提案の理由及び内容のおもな点であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○坂田委員長 ただいま提案理由の説明を聴取いたしました各法案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時三十分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

果樹農業振興特別措置法案を議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。淡谷悠蔵君。

○淡谷委員 まず次官にお聞きいたしますが、果樹農業振興特別措置法案は、果樹農業振興のために基礎的な法律案としてできたのか、あるいは臨時

的な措置としてこの法律案を作ったのか、その点をはつきりお聞きしたいと思います。

○井原政府委員 振興法は特別措置法として作っております。

○淡谷委員 この説明は大体何っておりますが、ただ、今後の質疑を展開する上に必要ですから、この措置法案というものを果樹振興の根本に触れ得る法律案として扱ったらしいのか、あるいはこれは一時的ないわば果樹農業を振興する突破口として作られた法律案か、どちらかをはつきりお聞きす

すからけっこうです。

○井原政府委員 この法律を起点といたしまして、だんだん振興方向へ向けていくように、基本的なものを作ったわけであります。

○淡谷委員 どうもはつきりしませんけれども、質問を進めます。

この目的の中に「果樹農業の健全な発展に寄与する」ということがうたわれている。同時にまた、内容を見まして、「植栽及びその果実の生産について長期見通しをたて、これを公表しなればならない」というような、農林大臣に対する要求がございます。けれども、この果樹農業の長期見通しについて、一つ、どちらからでもけっこうです。何いいたいと思ひます。

○齋藤（議）政府委員 今回の果樹農業振興措置法におきまして、果樹の長期の見通しにつきましては、この法案におきましては、その植栽並びに生産の見通しを政府が作りましてこれを公表するということを開いたわけでございします。この意味は、今後の果樹生産の健全な発展をはかります上におきまし

て、御承知のように、果樹は永年作物でございますので、相当先の見通しといふものがある程度立てておくということが、指導する上における指針となるばかりでなく、農家としてよるべき基準として必要ではなからうか、こういう意味で、この見通しをうたった規定を設けたわけでございます。ただ、本件につきましては、これまでの議論におきましても若干触れたわけでございますけれども、果樹の長期の見通しにつきましては、この統計資料といふものにつきましては、いまだ十分なものが無いわけでございます。大体の長期の見通しを立てる一般的な例を各国について調べてみますと、やはり、基本的には樹齢別の作付面積を基礎といたしまして、そうして将来における結実面積を出していく、こういう方法をとっておるわけでございます。さらに、その後におきましますところの技術的な改良発達を入れますと、反当収量の増加であるとか、あるいは、最も気象条件に影響を受けるようなものでございまして、気象関係の変化等を推測いたしまして将来の見通しを立てる、こういう方法をとっておるわけでございまして、今後、われわれといたしましては、これを立てます場合におきましては、大体今申し上げましたような方法によりまして、果樹の植栽面積なりあるいは生産の見通しを立てて参りたいというふうに考えておりますけれども、現在あります統計調査の資料なり、あるいは各県の報告なりに基づきまして、やはり試行錯誤的にだんだん今申し上げたような数字をはじいていくように努力いたして参りたい、さしあたりは、従来までの統計に出て

きました面積や、あるいは各県からの樹齢別の構成面積等もございまして、これをものといたしまして、今後、この法律案が通りました場合におきましては、審議会で十分専門家等に審議をわすれまして、そうしてよるべき見通しを立てて参りたい、かように考えておるわけでございます。

○淡谷委員 私、従来の日本の農業の米麦偏向からこうした新しい近代的な農業としての果樹植栽の方向に変わってきていることを喜んでおる者なんです、特に従来投げ捨てられておりました果樹につきましても、こうした振興法案が出て論ぜられてきただけでも一歩進歩したものだ、むしろ一日も早く成立することを望んでいる者であります、それにしまして、初めての法律であるだけに、第一歩を誤りましたらどうにもならない迷路に入っていくんじゃないかというのを心配します。何といつても、この法律の向かう方向といふものをこの際しっかりしておきまさんと、個々の数字などはいろいろ違ひございましてしょうけれども、まず果樹に対する農政の方向といふものを正確に規定づけることが必要だと思ふのですが、今の御答弁では、どうやらまだ基礎調査さえ完全にできてないのだから、今後見通しを立てる上にも大へんに時日がかるように思われます。この法律は一体いつごろ通すお見込みなんです。また、基礎材料さえそろってなければ、法律が通っても具体的に成果をあげるためには相当長い年月がかかるんじゃないかと思ひますが、一体この見通しはいつごろつくのですか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど、基礎資料につきましては、今後だんだんに資料を整備していきたい、こういうことを申し上げたわけでございまして、それよりも、今までの持つております資料等によりまして、ある程度の推測といふものはできるわけでございます。現に所得増進計画におきましては十年後における需要あるいは生産の予測をいたしておるわけでございます。その程度の資料は十分あるわけでございまして、今後、われわれといたしましては、そういう全般的な果実の需要あるいは生産の見通しに對しまして樹種別に植栽面積なり生産の見通しを立てて参りたい、かように考えておるわけでござい

ます。従つて、現在のこれに関する資料といつたしましては、各県からの樹種別の一応の生産の作付面積なり栽培面積なりあるいは今後の新改種の計画といふものが一応出ておるわけであります。従ひまして、そういう資料なり、それから統計でもって見ます面積調査なりを基礎にいたしましてやりますならば、完全なものというわけには参りませんが、少なくともさつそく取りかかるといふことはいたしまして、この施行後においてはできるだけ早急に考慮をするような段取りに持つて参りたい、かように考えております。

○淡谷委員 御承知のように、果樹農業といふものは、これまで政府の助成なしに民間で育ててきた農業なんです。従つて、農林省でできてなくて、ミカン、リンゴ等の非常に精細な調査が現地ではできております。成木の年齢別の植栽の反別あるいは収量、これは非常に詳細な調査ができておりまして、しばしば災害等に關しては農

林省の統計事務所との間に摩擦を生ずるくらい精細なんです。むしろ、私は、この際、そういうふうな生産的な統計といふものよりも、需給的な見通しといふものを立ててもらいたい。米、麦などと違ひまして、果樹園芸はおそらく九割五分から九割九分までが需給の面に乗るものである、流通過程によつてその価値の実現をはかるものだと私は考えております。従つて、需給の見通しが非常に大事な点であるという点にこれからこの特異性を生かす素地があるように思ふ。一体日本のミカンは人口一人当たりどれくらい供給量を持つておりますか、お伺いします。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通りでございます。果樹はきわめて商品化率の高い作物でございます。全体としてはおそろく八五、六〇の商品化率であつて、なかんずくミカンとかリンゴは九割近くが商品化されてきたと思はれるわけでございまして。お話のように、果実の今後の需要をどう測定するかといふことが一番大きな問題であります。生産を立てるにつかしまして、相当先の需要見通しを立てることが非常に必要であらうと思はれるのであります。これも、所得増進計画の際におきましては、果実全体としての需要量の測定をいたしまして、十年後における需要の見通しを立てておるわけでござい

ます。方法論としては、大体人口の増大とかあるいは今後所得の伸びに伴つて需要がどれだけふえるだろうか、あるいは、もっと詳しく、価格の変動に伴つて需要がどのくらいふえるだろうかといったような要素を加えて算定することにならうかと思ひます。しか

し、それでも、輸出の問題などについてはなかなか測定しがたいものがあるわけでございまして。一応、現在、ミカンについて一人当たりという御質問がございまして、例の所得増進計画におきましては、果実全体として、現在が基準の二六・七キログラム、それを四十五年には四十八キログラムくらい、つまり三倍くらいに増にして参りたい。そうなりますと、大体現在の一人当たりの消費量が欧米各国の三分の一くらいでございまして、そのくらいまでは十分伸びるので、そのくらいまでは十分伸びるので、そのくらいか、こういう見通しを立てております。

○淡谷委員 リンゴの場合についての基準量と十年後の計画を一つお伺いしたい。

○齋藤(誠)政府委員 ただいま申し上げますように、これらの需要を今私が申し上げましたような測定をやるという事になりますと、結局、一人当たりの消費量についてのミカン、リンゴのおの別について調査をするという事になるわけでございまして。国民所得の増進計画を立てる際に使いたのは、御承知の家計調査、CPSと言つておりますが、これでやつたわけでありまして。ここには果実全体しか実は載つていないわけであります。それで、人口増なりあるいは今申しました所得弾性値等を使つて算定したわけでありまして。今後は、これをさらに分解しまして、ミカンについてはどうだ、リンゴについてはどうだ、こういうことを当然やらなければいかぬと思つておるわけであります。そういう意味で、新しく三十六年度予算には、そういう調査、既存の統計を早急に整理分

析できるようなものにいたすための予算を約七十万円計上いたしまして、今申し上げた作業に早急に取りかかりたい、かように考えておるわけでありまして。

○淡谷委員 これはむずかしい統計でなくともわかつておるはずなのです。リンゴは一人当たり大体三十個くらいなものです。それを三倍にするというのだから九十個。アメリカにすれば百八十個から二百個くらい。これは大体常識になっております。これは、一々むずかしい計数を出しませんでも、豊凶係数はございまして、けれども、大体の数字の計算はできるはずなのです。将来三倍、四倍になる見通しを立てられまして、現在のところ、ミカンは若干伸びるとしまして、リンゴなどは供給過剰じゃないかという悩みさえ持つておる。この現象を一体どう考えられますか。アメリカの消費量に対して非常に少ない。三分の一から五分の一になる。それでもうすでに供給過剰という現象が現われつつあるのは、一体どういふ原因か。この原因を突きとめませんか、この第一条件に当たりました「果実の需要の動向に即応して」ということが的確につかまえられないと思ふ。お聞きします。

○齋藤(誠)政府委員 リンゴあるいはそのほかの果実につきましても、現在の段階におきましてはほとんど大部分というものが御承知のように生食用として販売されておる状況でございまして、おそらく加工用といたしては一部にも満たないと思われるのであります。なかんずく、リンゴのようなものにつきましても、特に生食用の割合が圧倒的でございまして、おそらく加工

に向けられる部分というものはわずかに五%以下ではなからうかと思われ、わけでございます。そういうことで、結局、現段階におきましては、生食用としてどつと出て参る、その結果価格の変動も大きくなつてくるし、特に、くだものにつきましても、隔年結果等々の状況もあつて、豊凶というものが当然そこを生じてくるというやうなことで、過剰傾向というやうなことも当然出てくるわけでございます。リンゴとミカンという点について、具体的に、なぜミカンがどうだ、リンゴがどうだという詳細な答えをする用意を、実は持つておりませんけれども、今の一般的傾向から見れば、確かに、先生御指摘のやうに、われわれの今後の需要の予測から見ても、ミカンの方がやはり需要が高い、特にこれは輸出面においてはカン詰等で圧倒的に需要が見えまして、そういふ面から見て、需要はほとんど伸びてくる。それに対して、リンゴの方は、東南ア等におきまします輸出もあつたけれども、しかし、大部分は生食用として出るといふやうな関係もありまして、ミカン、柑橘に比べれば相対的に需要の伸びが少ないのではないか、かようにわれわれも見通しておるわけでありまして。

○淡谷委員 振興局長、どうも少し答弁が狂つておるのじゃないですか。一体果樹の剪定というのはいささか目的で行なわれますか、お伺いします。振興局長だからわかつておるでしょう。——だいたいお困りのやうです。私の方からお知らせ申し上げますが、果樹の剪定はいろいろな目的がありまふけれども、最近における一番大

きな目的は隔年結果を防ぐというのが目的なんです。それを、隔年結果によつて供給が一度に出るときと出ないときがあるなんという考え方は、この振興法を作られた第一条からいへば、間違ひだと思ふ。果実の供給はきまつております。特別な災害は別として、隔年結果などは需給の結果に一定の量が出てきて、しかもこれからまた新植を奨励して伸ばそうという場合に現在でもすでに過剰供給じゃないかという声が出ておる原因をどこに見られるかと聞いておるのです。これはどうですか。決して隔年結果じゃない。毎年順当に出ておる。しかも、所得増計画でもこれを伸ばそうと言つておる。なぜ需要に行き詰まりが生じてきたのかという点をもう少し詳しくお答え願ひたい。

○齋藤(誠)政府委員 私が先ほど申し上げました隔年結果等のこともあるという事は、それが現実に大きな働きをするということよりも、そういう現象があるという事を申し上げたわけでございます。

それから、リンゴの過剰の問題は、一般的には、先ほど申し上げましたやうに、生食用というものが非常に圧倒的である。従つて、どつと出てくるという関係がある。一面、御承知のやうに、リンゴも面積は最近年々どんどんとふえております。そういう状況でございまして、おそらく今後といへば生産は相当伸びていくと見て間違ひなからうかと思ふのであります。その際にも、リンゴ自身を一般的に大衆消費がされるやうな方向というものが、生食用なら生食用としてでも当然

考えて参る必要がある。そういう出回り調節の面におきまして計画出荷というやうなことに今後はどうしても持つて参りまして、価格の変動等が安定化するやうに努力するというのが一つかと思ひますけれども、さらに、その段階の後におきましても、やはり、生食用として考えてみますと、流通段階における経費というものが相当にかつておるのが現状でございまして、特に、リンゴ等は、包装の関係あるいは輸送の関係で生産者の手取りは大体四〇%から五〇%、よくいって五〇%くらいだといふやうな状況であるわけでありまして。結局、現段階における流通の経費といたしましては、小売の段階における経費なりあるいは出荷地におきまして今申し上げた包装の關係であるとかいふ点が今後実情に見合うやうに合理化されるということも一つの要素であると思ふのであります。そういう面から考えますと、ミカンとリンゴというやうな御質問でありますので、それを比較いたしますならば、リンゴの方がより流通経費がかかつておるといふこともどうも事実のやうでございまして。

○淡谷委員 私はミカンとリンゴの比較論をしてゐるのではない。ただ一般果樹の需要供給の見通しをどうつけるかという問題をお聞きしておるのです。これは、この法案によつて考えられるのは、新植、改植に非常な重点を置いておられます。それで、全体の法律の構想を見ますと、特別措置法という名前がついておるだけに、金融措置を切りかえて補助金を出しさえすれば面積がふえる、この構想が大体基礎になるやうです。これは飛びつくでしよ

ら。もうときは補助金がありますからもうありますが、補助金をもらつただけで、はたして健全な果樹園芸の振興ができるかどうかというところは問題です。それは必要です。金を出すのはあつたのです。なければならぬ。振興できないのが農業の特質なんです。池田総理は、しばしば、国会の答弁で、経済は生きたものでありますという言葉を使います。なるほど経済は生きものだといふやうなことが、特に農業は現実的なものであつて、生きものを扱う仕事です。果樹にしましては、牛にしまして、生きものを扱うのが農業です。生きものを扱うのが農業であれば、やはり生きものとしての扱いをしなければ、金を投げ与えただけでは決して農業は振興されないといふことをよくお考えいただきたい。よく落語にありますが、にわか成金が金を使つて遊興してゐるまづ最中に隣の家から火事が出た、火事が出ました、火事が出たら金をやつてこいという笑い話がありますが、果樹園芸振興補助金さへつけておけば農民の本能で飛びつくだらうといふやうな安易な考え方は、この問題の解決はつかない。

そこで今度は消費の面から考えましても、日本国民の需要を十分満たすだけの果物がはたしてあるかといふと、ないことは事実なんです。これは、さつきお話をあつた通り、欧米諸国の果実の需要量に比べますと三分の一あるいは五分の一しか達してない。片一方には需要がありながら片一方はすでに供給過剰じゃないかといふやうに考えられておるところに法律の基礎を

置かなければならないと思ひますが、その点はどうでしょう。つまり、流通過程のどこかに隘路があり、その隘路のために振舞されるべき果樹農産物が振舞せず、また、供給がふえなければならぬのが、隘路のために、販売のやり方の誤りのためにこれが伸びない、消費者ももつと安ければ買ひのだから、高過ぎて買ひたいという点もございまして、これはむしろあなたの方の構想には入ると思ひますが、大体生産者の手取りが四〇%あるいは五〇%という、このパーセンテージはこの価格を基準とした四〇%あるいは五〇%であるか。神田の市場あるいは大阪の市場を中心とした四〇%であるか、あるいは末端の小売店で売られております価格の四〇%であるか、それをまずはっきりしてもらひたい。

○齋藤(誠)政府委員 お尋ねの二点の問題につきましては、あの方から、数字でございまして、お答えいたしますが、青森のリンゴが東京に参りました、最終の小売価格をかりに一〇〇といたした場合に、農民の手取りの価格が約四割である、こういう計算でございまして、これは、統計調査部で二十九年と三十年に実態調査をやりまして、それに基づいた結果でございまして。

それから、第一点の、今後の需要の伸びというものを考える場合に、価格の問題が大きな問題ではないか、従つて、末端の小売価格というものが大きく影響するのではないかと、全くその通りでございまして、価格の変動に伴つて需要が伸びていくだろうというところは当然予測されるわけではござい

ます。そういう面におきます合理的なというところにつきましては、これはちやうど牛乳と同じように、なかなか末端の小売商というのにつきましても、むずかしい指導の分野でございまして、かりに東京の例をとつてみても、大体一月の平均販売高が三十万円くらいのものであるというものが東京都の商工会議所の調査に出ておるわけではございまして、全国的に見ても、大体六万五千軒店舗があるわけではございまして、わずかに一〇%くらいが法人でございまして、あとはほとんど個人商店で営まれておるという状況でございまして、一人当たりの従業員の取り扱ひ高が月五万六千円くらいである、法人の場合にその約二倍半くらいであるという資料が出ておるわけではございまして、これ自身の規模を考へてみますと、非常に零細であるというところがわかるわけではございまして、そういうことで、大体小売の段階におきます費用というものが、統計調査部の資料によりますと、二三%くらいになっておる、これに仲買人や卸の手数料が加つて、大体三〇%くらいになる、この段階で手数料として落ちるということになるわけではございまして、この分野における合理化をはかつていくことは特に必要でありますけれども、非常にむずかしい領域であることは御案内の通りでございまして、従ひまして、今後の方法といひましては、やはり、大量の取引が、中央卸市場を通じて、そこで公正な価格を形成して、それができるだけ公正に消費者価格、末端価格に反映するといふ方法をとつていくということが生食用のものにつきましては

必要になつてくると私は思ひのであります。そういう意味におきまして、市場の整備というものは今後とも必要であり、これと産地における計画出荷というものと結びつけて考へていく必要があつたと思ひます。なおまた、これはなかなか期間を要することではございまして、リンゴなりミカンなりをとりましても、どうしても高いものにつきまして利益が大きいというところになりますと、リンゴでも一つの玉の大きさがだんだん大きくなつてくる、ミカンでも大きくなつてくる、そして、価格としては、従つて末端の価格は非常に高くなる、そういうような傾向が全然見られないわけでもないわけではあります。つまり、利益の多いものを作つていくことはやむを得ない当然のことではあります。それが結果においてはやはり大衆の買ひ大量消費の方向には妨げになつておる、こういう分野もあらうかと思ひます。われわれとしては、需要を今後開拓する上においてそういうことも考へていく要素もあらうと思ひます。なお、加工分野についても同じようなことが言えるかと思ひますが、省略させていただきます。

○淡谷委員 どうもデータのとり方が違つておるのじゃないか。幸いに青森のリンゴの例が出ましたから大へん話がしやすいのですが、四〇%が小売価格を基準にして立てた生産者の収入であるというデータをお持ちのようでありまして、一つお示しを願ひたいと思ひます。小売価格はどれだけであるか、運賃、荷作り費は幾らであつたか、この点を一つデータをお聞かせ願ひたい。どうも私の持つておりますのとかなり違つてゐる。

○齋藤(誠)政府委員 これは、二十九年、三十年の調査でございまして、小売価格を一〇〇といたしました場合に、まず末端の方から次々に申し上げますと、小売の費用が二三・一%、仲買人の利益が一・五%、それから卸売会社の手数料が六%、それから、荷作り費用といたしまして、選別費、荷作り費、貯蔵費、検査料、出荷団体の費用、それから運送費、これが三〇・二%、これを差し引きますと、生産者の取得額が三九・二%、こういうことになるわけではございまして。

○淡谷委員 そうあつてほしいのですが、この末端の小売価格というものはどれくらいに見ておられるか。パーセンテージじゃなくて実数ですね。これはむずかしいことは要りませんよ。今でもすぐわかることなんです。局長はどこにお住まいか知りませんが、小売店を買つてお上りになつたことがあるならば、一般のものは要りませんが、現在出回つています国光をキロどのくらいにお買ひになりますか。

○齋藤(誠)政府委員 これは先ほど申し上げましたように統計調査部の実態調査でございまして、従つて、卸売手数料につきましては、定数上は、今先生お話しのように八%になつておるわけではございまして。しかし、実際は産地に出す奨励金とかいうふうなものを差し引いて計算をしたというものでございまして。

○淡谷委員 キロ七十六・五としますと、一箱はどのくらいのキロ入りますか。箱勘定でいきましよう。

○齋藤(誠)政府委員 詳細知りませんが、たしか十六キロか十八キロが一箱だろうと思ひます。

○淡谷委員 そうすると、はじいてみたら幾らになります。十六キロでいいです。出ないでしやう、十六キロじや。

○齋藤(誠)政府委員 小売の段階で計算しますと、千二百十六円になります。

の八%なのです。鉄道運賃を八%引いてくれますか。荷作り費八%引いてくれますか。そうすると八%の卸売の歩引きというものは実際においては一六%になります。この辺をやはり是正しませんが、運賃から荷作り費まで全部八%つづのですから、そこに狂いがある。そうしますと、どうしても生産者の手取りは、とても四九%なんというものではなくて、三〇%がせいぜいなのです。ただし、市場を基準にして考えた場合には、これはずっと大きくなっています。これは、むしろかしこいとは申しませんが、池田さんじゃございませぬけれども、難事中の難事だと言われる農業問題に手をつけた以上は、難事だからといって投げるわけには参りません。むしろかしこいとも、そこをきめをこまかくかみくだいて、正しい方向を描いて、初めて基本法だと言えり、振興法だと言えりとは私は思うのです。今日の価格問題をこんなデータでやられておったのでは、とうてい正しい解決はできないと私は思うのです。第一に、生産が多いと申しすけれども、一体、栽培の奨励の方法を今度おやりになるのでしょうか。振興法に基づいて栽培の振興の指導をやられる場合に、需給の見通しから見まして、生食に重点を置かれるのか、加工に置かれるのか、輸出に置かれるのか、どこに一体重点を置かれて栽培の指導をなさいますか。リンゴを作る場合、加工する場合と輸出をする場合と、生産の方法だけではなくて品種の選定にも重要なものがあつたわけなのです。今新植されて優良苗木を配布されようとする場合にどこに重点を置いていかれる

のですか。その点を伺いたいと思います。

○農務(誠)政府委員 今後の需要を考へてみました場合にはおきましても、輸出も伸ばし、あるいは加工も伸ばすというところについては、御指摘の通りでございますが、やはり、実態は内需が大きな需要になることは、先ほど申し上げました一人当たりの需要量の伸びを見ましてもおわかりにならうかと思ひます。従ひまして、今後の果樹園経営計画の指導に当たります場合にはおきましても、輸出だけをやる、あるいは加工用だけをやるのかというようなことはなしに、むしろ、この法律といたしましては、リンゴなりあるいはミカンなりにつきましては、経営の基盤を、先ほど申し上げましたように今後の果樹市場につきましてもはいよいよもって商品性を高めて市場向けの販売という形をとるわけでございますから、それに適応するようにならねばならぬと、ただ農家がばらばらに作つていくというだけではなしに、このような市場に対応する集約的な経営というものを確立していく、そこからおのずから品種の統一ができるかと、あるいは共同選果ができるかと、あるいは共同の計画販売に乗せられるかと、こういうことに主眼を置いて計画指導をやつていくというわけでございます。従つて、今御質問になりましたようなことによつて直接認定の基準にするという考へでは必ずしもないわけでございます。

○淡谷委員 冒頭局長が言つておりましたけれども、果樹の栽培は、米麦などのように簡単に作付転換ができるような一箇年とは申しませぬけれども、一年ごとに品種の改良が進み、またいろいろな品種の作付転換が行なわれるようなものとは違ひ。一体、リンゴの寿命は何年くらいに計算になりますか。植えたリンゴを経済的に持つていくのには何年くらいと見られますか。

○農務(誠)政府委員 果樹についてはきつめて御見識の高い先生に私からお答をするのもいかにかと存じますが、リンゴにつきましても、専門家の調査によりますと、結実が五年、経済的に成り立つ最低期間が十二年、経済期間としての耐用年数といひますか、それが五十年というところになっておるようでございます。

○淡谷委員 最初リンゴの樹齢というものは二十五年に押えたこともありますが、長野県に行きますと、——中澤先生がおられますけれども、二十五年から三十年で耐用年数の切れるのが方々にあります。私も見ております。前は二十五年だった。この年齢が五十年まで延びた原因は一体どこにあるのですか。

○農務(誠)政府委員 今お話しになりましたリンゴについて言ひますと二十五年、あるいはミカンで三十年、これは共同選果ができるかと、あるいは共同の計画販売に乗せられるかと、こういうことに主眼を置いて計画指導をやつていくというわけでございます。従つて、今御質問になりましたようなことによつて直接認定の基準にするという考へでは必ずしもないわけでございます。

○農務(誠)政府委員 果樹についてはきつめて御見識の高い先生に私からお答をするのもいかにかと存じますが、リンゴにつきましても、専門家の調査によりますと、結実が五年、経済的に成り立つ最低期間が十二年、経済期間としての耐用年数といひますか、それが五十年というところになっておるようでございます。

○淡谷委員 最初リンゴの樹齢というものは二十五年に押えたこともありますが、長野県に行きますと、——中澤先生がおられますけれども、二十五年から三十年で耐用年数の切れるのが方々にあります。私も見ております。前は二十五年だった。この年齢が五十年まで延びた原因は一体どこにあるのですか。

○農務(誠)政府委員 今お話しになりましたリンゴについて言ひますと二十五年、あるいはミカンで三十年、これは共同選果ができるかと、あるいは共同の計画販売に乗せられるかと、こういうことに主眼を置いて計画指導をやつていくというわけでございます。従つて、今御質問になりましたようなことによつて直接認定の基準にするという考へでは必ずしもないわけでございます。

○淡谷委員 少くとも今のリンゴは百二、三十年もつ。これは、最初リンゴが入つてから四、五十年、この最初の栽培の形では、フランス式のポット栽培によつておつた。根を非常に切り詰めて、枝も切つて、大きな植栽を栽培したい方法をとりましたので、二十五年で樹齢がなくなつた。長野県でも南信と北信とは寿命が違ひます。何となれば、南信の方が非常に地面が深く、北信の方が地面が浅いから樹齢が乏しい。それを途中で札幌の大学におられました青森リンゴの島博士がそのフランス式の栽培をやめましてアメリカ式の自然の栽培法にしたとき、四十一年ないし五十年に経済年齢が成長している。今日では剪定管理あるいは薬剤散布等によりまして七十年くらいいいじやないかというふうな考へ方で、栽培法が新しいから今後どのくらい伸びるかかわからぬのですが、果樹の特質も考えずに簡単に計画を変えようというのを考へるならば、新植

○農務(誠)政府委員 果樹についてはきつめて御見識の高い先生に私からお答をするのもいかにかと存じますが、リンゴにつきましても、専門家の調査によりますと、結実が五年、経済的に成り立つ最低期間が十二年、経済期間としての耐用年数といひますか、それが五十年というところになっておるようでございます。

○淡谷委員 最初リンゴの樹齢というものは二十五年に押えたこともありますが、長野県に行きますと、——中澤先生がおられますけれども、二十五年から三十年で耐用年数の切れるのが方々にあります。私も見ております。前は二十五年だった。この年齢が五十年まで延びた原因は一体どこにあるのですか。

○農務(誠)政府委員 今お話しになりましたリンゴについて言ひますと二十五年、あるいはミカンで三十年、これは共同選果ができるかと、あるいは共同の計画販売に乗せられるかと、こういうことに主眼を置いて計画指導をやつていくというわけでございます。従つて、今御質問になりましたようなことによつて直接認定の基準にするという考へでは必ずしもないわけでございます。

○淡谷委員 少くとも今のリンゴは百二、三十年もつ。これは、最初リンゴが入つてから四、五十年、この最初の栽培の形では、フランス式のポット栽培によつておつた。根を非常に切り詰めて、枝も切つて、大きな植栽を栽培したい方法をとりましたので、二十五年で樹齢がなくなつた。長野県でも南信と北信とは寿命が違ひます。何となれば、南信の方が非常に地面が深く、北信の方が地面が浅いから樹齢が乏しい。それを途中で札幌の大学におられました青森リンゴの島博士がそのフランス式の栽培をやめましてアメリカ式の自然の栽培法にしたとき、四十一年ないし五十年に経済年齢が成長している。今日では剪定管理あるいは薬剤散布等によりまして七十年くらいいいじやないかというふうな考へ方で、栽培法が新しいから今後どのくらい伸びるかかわからぬのですが、果樹の特質も考えずに簡単に計画を変えようというのを考へるならば、新植

要ではないだろうか。特に、おそれ、このままでは推移しますならば、三反とか四反とかいうような散在の形において果樹の面積がふえていくのではなからうかと思われるわけでありま

す。この点につきましては、先ほど申し上げましたように、市場の条件に適応するような経営の基盤を作つていく。それには、生産面におきまして、共同防除組織を取り入れるとか、あるいは品種も統一されるとか、あるいは共同選果、共同出荷もできるとかというふうな単位に経営のところから確立していくことが必要ではな

からうか、こういう見地に立つておるわけでございます。従つて、現在、われわれといたしましては、もちろん必要な改植というものが相当あると思ひますけれども、主体はやはり新植の面積がふえるのではないだろうか。現に、各県から一応とりました今後の生産計画におきまして、大体、新植と改植の計画におきましては、改植が一割くらい、ほとんど大部分は新植になつておるわけでございます。そういう実情に即応いたしてわれわれとして考へて参りたい、こう思つておるわけでございます。

○淡谷委員 今、年々果樹の伸びが一萬町歩と言ひましたが、これは一体何が伸びておるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 やはり一番伸びておりますのはミカン、これは、三十二年から三十四年まで申し上げますと、三十二年が四万七千六百七十八町歩、三十三年が四万九千八百町歩で約二千町歩の増、それから三十四年が先ほどお話がありました五万六千三百町歩で、約六千五百町歩ふえております。

○淡谷委員 これはあなたの言ひ違ひが私の聞き違ひかわかりませんが、年々一萬町歩じゃないですね。あなた

が年々一萬町歩というふうに言つたから不思議に思つたのです。これはやはり三年か四年かかつて一萬町歩ふえたというのなら納得できますが……。

○齋藤(誠)政府委員 私の申し上げましたのは全果樹面積について申し上げたのでございまして、具体的に申し上げますと、三十二年が二十一萬四千町歩、三十三年が二十二萬町歩、三十四年度が二十三萬六千町歩というふうな割合で増加いたしております。

○淡谷委員 非常に大きな比重を持つておりますミカンが六千町歩。リンゴはどれだけふえておりますか。

○齋藤(誠)政府委員 リンゴは三十二年が五萬五千二百二十町歩、それから三十三年が五萬七千六百町歩、約二千四百町歩ふえております。三十四年が六萬八千町歩であります。

○淡谷委員 ブドウの方面はどうですか。

○齋藤(誠)政府委員 ブドウは、三十二年が一萬一千六百十六町歩、三十三年が一萬二千町歩、三十四年が一萬三千八百町歩、こうなつております。

○淡谷委員 特に、アンズ、桃、梅、ナシ、クリ、カキ、あらゆる果樹を含めてはどうですか。

○齋藤(誠)政府委員 農林統計に上つております品目をあげまして、この法案の対象といたしております九品目のほかに梅を入れた面積でございます。従つて、アンズあるいはそれ以外の雑果樹については入つておりません。

○淡谷委員 そこで、考へなければならぬのは、一番伸びのいいミカンでも、これは全体の二割くらいで、五分くらいでしょう。このわずかにしか当たらないところの新植して伸びていく方に重点を置かれておる法案らしい。

○淡谷委員 今、成園ははうつておいて伸びる分に対して計画を立てるなら、果樹園開拓法です。少なくとも果樹振興法ではない。現在植栽しておる果樹農業者たちが、これはけっこうなものだ、これはやっぱりなものであるという気持を持つてくれば、こんなものは作らぬでいい。育て上げてきたのは今日の果樹園芸者なんです。かりに、五分か一割の伸びの方に重点を置いてあつても、残りの九割五分あるいは九割の果樹園芸者が、もうだめだから、見込みがないんだからといふことになれば、切られますよ。成園の多くの四十年、五十年というリンゴ園、ミカン園は、これは切るのは惜しい。一年か二年あるいは三年、五年の果樹は切つても大して惜しくない。それを考へるならば、新植に重点を置くのもけつこうですが、ま

ず、非常にたくさんある既設成園に対して十分なる御配慮を払ふべきじゃないかと思ひますが、この点はどうですか。

○齋藤(誠)政府委員 既設成園におきます改植等の必要につきましては、お話の通りであります。なおまた、既設成園におきます経営指導におきましても、今後施設の面におきましていろいろの助成、融資等の措置を考へて指導していくことも必要だろうと思ひます。

○淡谷委員 新植の場合におきまして、今回の場合におきましては集団化といふことを前提といたしておりますので、既設の成園にある程度の新植を入れて集団化するというふうな計画につきまして、もちろん対象として指導していく必要があると思ひわけでありま

す。従つて、全然新しい事態における開拓といふことはかりに重点があるといふふうには、われわれとして考へておりません。

○淡谷委員 新植と既設の成園を合わせたもので、これは大体政令で予定しているようですが、十町歩に達する場合に基盤整備のために融資をする構想だと承りますが、そうしますと、現在の成園の栽培別では、一体十町歩の団地を作るために何戸の果樹農業者を必要としますか。何戸くらい集めて十町歩が構成されますか。新しく十町歩を開墾するのではなくて、現在の果樹園芸者をどれくらい集めて十町歩が構成されるのか。

○齋藤(誠)政府委員 実は、その点に關する資料につきましては、ずいぶんいろいろと検討してみたいわけでございますが、新しく集団化されるものはどういふ形態で集団化されるであろうかといふ点につきまして、一般的な型を想定することが現状においてはむずかしいわけでございます。従つて、全体を新植した場合にどうだろうか、あるいは既設のものにさらに増植するといふふうな形になる場合もあるだろうとか、いろいろの例が想定されるわけでございます。

○淡谷委員 今申し上げました通り、今の十町歩の集団化しているものについて何戸くらいの戸数になつておるかという詳細な統計がないわけ

の集団化をしていけるという樹園地につきましてどのくらいの集団数があるだろうかという調査をいたした報告がござい

ます。それによりますと、三千以上の集団があるという報告があるわけでありま

す。従つて、たとえばそういう集団がSSを入れることによつてより大きくするといふような場合もあると思ひますが、これの面積につきましてはいろいろの見方もござい

ますけれども、われわれとしては、おおよそ全面積四割ぐらいが今申し上げた集団化の面積になつておるのではなからうか、こう推定いたしておるわけでございます。従つて、もしこのような推定によりますならば、今後それ以外の六割の面積につきまして、新しく新改植をすることにより集団化ができるというものも当然その中に包含されてくるのじゃないかと

でございます。ただ、推定されるのは、二十三万町歩の面積に對しまして栽培農家が約五十万戸である、従つて、一戸当たり四反だといふに計算すれば、現在の集團に参加している戸数が二十五戸くらいだといふ大ざつぱな算上の推定ができるだけでありまして、現実に集まつてゐる農家がどういふ戸数を構成してゐるかといふ詳細な資料は実は持つていないわけでありまして。

○淡谷委員 法律案を出しておきながら、實際基礎になつておきません資料はなつていないと思ふ。振興局長、日本における果樹園芸の發達の歴史を御存じないやうですね。これは、アメリカとかその他の歐米諸國のように果樹農業が企業として出たものとはいへさうか違ふやうな日本農家の伝統があるわけですね。これは、昔うまでもなく、昔は水戸あたりに梅を植えたんですが、一軒のうちの庭先に一本か二本の梅を植えて、梅ぼしを作つたり、あるいは子供に食わせたり、そして植へ始めたのが日本の果樹園芸の起り方で、それ自体が非常に散在してゐるわけなんです。まづまづおきません。特に、北海道、青森にリンゴが初めて入つたころは、山に杉や松を植えておけば自然に成長するように、リンゴの苗も植えておけば成長するだらうといふので、二十町歩、二十五町歩、あるいは三十町歩といふやうな大きな農場を作りました。そこへリンゴを植えて、惨たんたる失敗をした歴史がある。それが、だんだん文化が開発されて、今はかなり進んだ経営をやつてゐるわけなんです。現在のところは、さつき言つた消費価格と生産価格との間の

開きが非常に大きいものですから、むしろ專業農家でやるならば思い切つて機械を入れて十町歩、二十町歩の経営をしようといふのが出ておきます。あとは、ちやうど第二種兼業農家のやうに、現金はリンゴでとるけれども、これでは食えないから、まずたんぼを作つて飯米を得ようといふ、果樹農業と飯米をとる農業と兼業みたいな形で、非常に手がたい経営をしてゐる。さつき話のやうに、現実の農家、現実の果樹農業者に重点を置いてやらねばならぬ。これは新しく開拓するならば、二十町歩、二十町歩でできると思ふ。しかし、既設成園に對して助成措置をとられ振興の方針をとられるならば、もう少し現実を直視しなければならぬ。十町歩などといふやうな大がかりなものでは、二十五戸どころか五十戸から入らなければとても一団地にならない場合が非常に多いのです。現在の農家の實態をもつては、五十戸の農家を一団として助成措置をとるなんていうことはとてもない夢にしかすぎません。そうしなければついですが、現実にはならないです。要は、五町歩くらいの一団地にする、十町歩団地にする、とつと安い補助金で済むからというふところ勘定から割り出した数字じゃないですか。正直におつしやつてもらひたい。

○廣藤（誠）政府委員 なかなか十町歩といふ集團を形成することが困難である、特にまた日本農家の果樹の歴史から言つて、散在地の形から集團化する、という現実から見て困難ではないか、こゝういふお話をございしました。確かに、さういふ点もあろうかと考へます。し

かし、この法案につきまして、たびたび申し上げますやうに、今後の果樹を考へていきました場合に、やはりある程度の集團化した形態を考へていく必要がある。これは、最近の一番大きな技術として取り上げられるものは、やはり防除關係の施設であらうかと思ふのであります。御承知のやうに、果樹におきまして防除費の割合は生産費の中において非常に高い割合を占めてきておるわけでございます。これらがかりに最近のスピード・スプレーヤー等を通じて共同化をはかつていくことがだんだん進んで参るといふやうなことがなつてきますと、その間栽培等につきましてより合理化が進んでくるだらう、さらにまた、出荷との關係におきまして、さういふことも一考し計画化されてくるだらう、こゝういふことが想定されるわけでありまして、また、どうして今後さういふ方向に指導して参りたい。そうしますと、かりに今申し上げたスピード・スプレーヤーを入れるといふ前提をとりますと、現在では大体十町歩くらいが一つの単位ではなからうか、かやうに考へておるわけでありまして。もちろんこれは一氣に新改植するやうなわけにいかないの、既成園においてはさういふところもあろうかと思ひますけれども、計画として十町歩といふことを一応目安としておるわけでございます。現在にかりに五町歩でありました場合に考へまして、何年かたつた一つの目標として十町歩といふ計画を考へておるわけでございます。従つて、現実の面積と申しますよりも、むしろ計画対象面積と考へておるわけでございます。

○淡谷委員 特別措置法の構想は所得倍増計画でやつては困りますよ。これは現実には適用しなければならぬ法律なんです。一体、ミカンの産地は大体山を使つておる。ケールによらなければ肥料の運搬も收穫もできないやうな山が多いのです。このケールを助成してつけさせたんでミカンがどんどんうまくなつたでしよう。ケールを使わなければならぬやうな坂地にスピード・スプレーヤーをどうして持ち込むのです。十町歩集めてごらんなさいます。集まりますか。実に現実を離れた計画をされておる。そこに、今までの既成の農家はほつておいて、今度はばかに大きな計画をもつて所得倍増計画に合はうといふのだん果樹をふやして育成しようといふのですが、この果樹が五年、七年後に經濟收穫の年齢に達した場合に既設の成園はほとんどつぶれてしまふ。これは、無理をしなくても、現在あります成園にしっかりと基盤整備資金を与へ、これを育成する措置を講じ、流通のいろいろな施設を直していったら、黙つておつてないですか。既設成園の現実を無視した措置法であるならば、何にもならぬと私は思ふ。この団地なども、私から言わせますと、十町歩、二十町歩は決して広過ぎるとは言ひません。これを作られるやうな構想があるならば、これに似たことはあります。けれど、現実の農家はほんとに集團の果樹園に組織をして、これを振興させようといふならば、もう少し現実を直視して、この窮屈なワクをゆるめる必要が私はあると思ふ。スピード・スプレ

ヤーといふものは、十町歩、二十町歩といふところはいいでしようが、局長、ミカン地帯の坂地にスピード・スプレーヤーを持つていける自信がありますか。どうです。

○廣藤（誠）政府委員 お話のやうに、ミカン等におきまして傾斜地におきましては、スピード・スプレーヤーの導入が困難な場合があるかと思ひます。しかし、その場合におきまして、今後の形態を考へてみました場合に、現在でも相當普及いたしておりますたえは定置配管の方法もやはり一定の範囲が必要ではなからうかと思ひます。考へ方でございます。従つて、これは本法案の考へ方でございますが、一般的に長期目標を示して従来の米麦と同じやうな増産方法をやつていくといふ考へ方もあると思ひます。しかし、同時に、先ほどからたびたび申し上げましたやうに、經營基盤を近代化し合理化していくといふ努力をし、その方向に指導をしながら、せつかくの成長農産物である果樹農業を振興していく、こゝういふ考へ方をとつておるの、この法案のねらいでございます。従つて、ある程度の集團化といふことは、われわれとしては今後の指導の要点と考へておるわけでございます。

○淡谷委員 集團化の構想が悪いと言ふのじゃないです。ただ、集團化をする場合には、はなはだ野党として与党みたいなことを言ひますが、社会党は理想論を言ひてゐますけれども、もう少し現実を即したやり方として、成園化した既設の果樹農業者に對しても、この確な指導をされて、これもやはりこの法律の適用が受けられるやうな形に改むべきじゃないかと私はさつきか

○石井説明員 お答えいたします。生

育の条件によりまして多少の幅があろうかと思いますが、幹の下部でござい

ますが、四十センチ前後くらいであろ

うと思います。直径でございます。

○淡谷委員 四十年たつたら私の胸中

の三倍くらいあります。私の胸中を

三つ合わせたくらいがリンゴの木の大

きさです。生育のいいものは、枝の広

がり七周にも伸びています。五十坪

に一本の木はざらにありません。こ

ういう木でなければ改植の必要はない

この抜根は何でやられますか。伺いま

しょう。

○石井説明員 抜根の方法は開拓等

でたくさん事例があるわけでございます

が、最近の新しい機械を使います

ば、たとえばレーキドーザーのよう

なもので抜根いたしますとか、あるい

は適当なトラクターで引っぱりまして

抜根する方法もあるかと思っております

です。

○淡谷委員 私は、開墾地でトラク

ター、レーキドーザーで掘る方法を見

てきています。根剝地区も見ました

し、北部上北も見ました。ところが、

山々にある立木の直根の長さ、ごく

耕された成圃の直根の長さはだいぶ違

うでしょう。これはあなた方もわかっ

ているはずですね。四十年ないし五十

年のリンゴの直根は何尺入っています

か。

○石井説明員 地形等によりまして

も相当な幅があるかと思ひますけれ

ども、深いところは二メートル程度に

なるものもあるかと思ひます。

○淡谷委員 リンゴ本来の樹高は一

○石井説明員 環境によりましてある

程度の幅があることは御承知だろうと

思ひますが、おおむね四メートル前後

くらいじゃなかろうかと思ひます。

○淡谷委員 冗談でしよう。課長さ

ん。大へなことですよ。ほうってお

きますと、四メートル、五メートル

じゃないんですよ。十メートルも二十

メートルもの高さになるんです。あ

なたも専門家でございまして、T R率とい

うことは知っているでしょう。根が枝の重

量、大きさに一致するくらいは深さに

なるといふことくらいは、あなた

は知っているでしょう。あ、あなた

は根が張るのです。環境のいかんもあ

りまして、これは大部分は剪

定の技術です。直枝を切ると、直根は

死ぬ、横の枝を切ると横の根が死ぬこ

とはおわかりでしょう。現在は太樹主

義になっていきますから、二丈、三丈の

木はめずらしくない。トラクターで

引っぱつたくらいで抜けるものじゃな

い。しかも、重大にお感じを願ひたい

ことは、四十年、五十年で死ぬ木とい

うものは病菌がつくのです。この病菌

は、病根を末端まで探つて取らないと

残ります。こういう措置などについて

は、きょうは私は一々申し上げません

けれども、成圃の基盤を整備されると

いうならば、もっと慎重に考えなければ

ならぬ。抜根の方法はありますよ。

私はやつたことがあるんだから、いろ

いろあります。これはあとでゆつくり

局長に御説明してもよろしいが、まあ

とにかく抜根をしたことにしましょ

う。それでは、抜根したあとにどうい

う品種の木を植えるのですか。どんな

ものを奨励されるつもりですか。それ

とも奨励品種はこの法律ができて金

貸してからそろそろ考えるというのな

ら別ですが、あらかじめこういう法律

を用意されるならば、将来ミカンには

こういう品種、ブドウにはどう、ナシ

にはどう、リンゴにはどうというふう

なことがあるべきなんです。私はほか

のことは知りませんが、リンゴのこと

は知っています。一体リンゴは何の品

種をお植へになりますか。

○齋藤(誠)政府委員 いろいろと詳し

い知識を要する問題でございまして、

あるいは私からの確には御答弁できな

いかと存じますが、御承知のように、

リンゴなりその他の果樹につきましては

は、すでに民間におきまして相当発達

いたしておるわけでございます。ま

た、県におきまして、それぞれ立地

条件に応じて品種の指導をやつてお

るわけでございます。リンゴについて見

ますれば、試験場もその近くにあるわ

けでございまして、近く厨川の試験場

も園芸試験場として独立していくとい

うように考えておるわけでございます

す。指導の方向といたしましては、大

体は各県の選定にまかせていきたい、

かように考えておるわけでございます

す。

○淡谷委員 この法案を見ますと、農

林省が非常に強く指導するといふよう

にとられるわけですね。これはやはり民

間技術として長い間発達してきたもの

ですから、その歴史を尊重されまし

て、県にまかされるならばまだいい

のですが、お知りにもならないような

ことについて、あまり指導性を発揮し

てもらいたくない。もう少し現実の面

から意見をもらひまして、誤りのないよ

うに御指導をお願いしなければならぬ

て、生食だけのリンゴでふやそうと

思つたら行き詰ります。これはもち

ろん安ければ売れます。販売方法にも

よるでしょう。現在のよう箱売り

非常に多ければ、なかなか小売り段階

まで入っていきませんが、さつきボー

ル箱の話もありましたけれども、荷

作りとか貯蔵の問題で、貯蔵箱以外

に、非常に化粧を施した、化粧品と

ま、いかにいふまでも、食欲をそそるよう

な販売箱の設計も大事です。あるいは

た、冷蔵したリンゴを販売するとき

に、あの暑い真中に店頭で並べてお

りますが、これはアイスキャンデーを

たて売っているようなものなんです。そ

のためには、小売商の設備として冷蔵

庫、アイスボックスを配付するよう

な方法もあります。これはいづれ申し上

げますが、その方向で生食の果実をふ

やすとすると、これはミカンもそう

しょうが、リンゴもそうで、加工した

場合のジュースの需要は、パン食、肉

食とともに非常に進んできておる。

ジュースに対してはもう少し考えてみ

る必要があるんじゃないですか。オレ

ンジ・ジュースもパヤリスが初めて

入ったときには大へん売れたが、最近

のものはオレンジ・ジュースといつ

てもオレンジも入っていない。ミカン色

をした水に砂糖をぶち込んでオレン

ジ・ジュースといつて売っている。こ

ういうようなことは、かえつて果実の

加工の価値を落としておる、販路を狭

めるものだと思いますが、どうです

か。

○齋藤(誠)政府委員 お話の通りで

ございまして、先ほど申し上げました

ように、今後加工の分野といふものを

ふやしていくということが非常に大切

な仕事だし、必要であらうと思ひので

あります。最近におきます果汁の生

産もだんだん伸びて参りまして、こ

三、四年におきまして倍増するよう

な状況でございまして。全量としまして

はまだまだわけておらずでございます

けれども、特にミカン等におきましては

相当伸びて参つておるわけございま

す。従つて、リンゴにつきまして今後

どのような需要の開拓ができるかとい

う点については、研究課題であらうと

考えておりますけれども、当然そうい

う方向に沿つた品種の改良から栽培

までに至つて検討すべき必要があらう

と思ひます。試験場における一つの試

験でございまして、そういうことに

に十分留意いたして検討してみたい、

かように考えております。

○淡谷委員 研究々々と逃げますと、

もう一ぺんこれを引つ込めまして果樹

振興調査会でも作つてもらわなければ

なりません。もうすでに法律案が出

ておるのです。われわれも出した。だ

から、研究々々と逃げないで、はつき

り答えてもらいたいです。農林物資

規格法というものがあつた。これ

によつて取り締まつた場合に、現在の

果汁といふものはみんな合格します

か。変な袋に入れた一本十円で売つ

ては、農林物資規格法ではどうなん

ですか。まぎらわしいけれども別なも

のなですか。

○齋藤(誠)政府委員 果汁あるいは

だものカン詰等については、今先生御

指摘になりましたように、農林物資規

格法におきまして一応の規格を作ると

いうことになっております。生果につ

ましては、現段階におきましてはなお農林物資規格法の対象にはなっておりません。しかし、各県におきましては、果条例等におきまして、県営の検査をするというようなことにだんだん進んで参つております。われわれとしても、生果につきましてもそういう方向で検討したいという考えで、三十六年度におきましても、三十五年度に引き続きそういう標準化の調査をいたすという考えのもとに予算を計上しておるわけでございます。従いまして、今後この分野におきましても、生果から加工品につきましても一その内容を充実して参りたい、かように考えております。

○淡谷委員 値段を安くするためにあいふふな果汁でもない果汁が出来る。その根本的な原因は、現在の日本の果樹生産の形が非常に外観に重点を置き、みえに重点を置くところにあると思ふのですが、加工の方面に向けるために原料生産の特別な指導をするような技術の面はございませんか。

○齋藤(誠)政府委員 たとえば桃のカン詰をとってみますならば、すでにこれは平塚の園芸試験場ではわかん詰専用ともいっていい黄肉桃の品種を農林一号ないし四号として作つて、一時助成もいたしたわけでございます。リンゴあるいはミカンにつきましても、今後果汁に最も適するような品種を作つていくということが一つの研究課題になつておるわけでございます。これも私の専門外のことでございますが、かつてリンゴにつきましても果汁用に向くような小型のクラブ・アップルというふうなもの導入が一時あつた歴史もあるそうですが、しかし、

し、当時における果実の需要、果汁の需要からいいますとそう伸びなかつたというふうなことで、やはり大型のミカン、最も味のいいミカンというふうな生食用の品種の方にどんどん進んでいくというふうなこともあつたように聞いておるわけでございます。しかし、今後におきましては、今お話しになりましたような点にかんがみまして、当然加工用の品種の育成ということについても十分努力すべきであらう、かように考えております。

○淡谷委員 長い間生食用のくだものを作つてきた農家にとっては、今急に加工用の果樹に切りかえることは相当困難です。また、なかなかやられぬ。しかし、新植の面においてその点を考慮される、あるいは開拓地でなかなか運べないようなところにはやるとか、何らかのはつきりした方針を立ててやらないとできることじゃない。特に加工の問題ですが、すでに大洋、丸紅あたりが上陸部隊と称して鶏のカン詰に進出したことがしばしば国会でも問題になつた。このジュースの製造なども、ほうつておきますとジュース会社がふえて参りまして、いかにジュースの加工が進みましても生産者の手取りはずつと落ちるというふうな今までの例を繰り返す例が出てくると思う。この際、やはり、この振興法に基づきまして、生産者自体が加工の方に進出するような協同組合等を通しての御構想があるかどうか、それとも、やはり、ああいう大企業にまかしておいて、今度は上陸部隊がこれに移るようになられるのかどうか、その点を確かめておきたい。

○齋藤(誠)政府委員 果実の加工分野におきましては行政をいたしましては、いわば未開拓の領域でございます。事実上民間企業においてほとんど行なわれておるといふのが実情でございます。今後の加工分野における農協の参加といふこと、あるいは企業主体にしてみますと、先ほど来お話がありましたように、何と云つても、生果としての性質上、年によつて豊凶があつたり、あるいは時によつて過剰を生ずるというふうなことが当然予想されるわけでございます。そういう場合に余剰乳の処理みたいな形によつて、加工の形を通じて調節がはかれるといふことであります。非常に望ましい方法ではないかと思ふのであります。そういうことを考えてみますと、たとえば、生果であります、農協が今後計画出荷をやつて参る、その際、市場から見たいわば余剰に該当する果実につきまして自分のところで果汁の加工の施設を持つておるといふようなことになりまして、その間の調整が割合に円滑にいくということも考えられるわけでございます。同時にまた、市場の開拓あるいは市場の消費宣伝といふことになりまして、相当の資本と相当の組織力を活用するということもまた必要であるわけでござい

ます。従いまして、今後こういう形でなればまずいということにはなかなか割り切れないものがあるのではないかと、現実に思ふのであります。従つて、現実におきましても、加工会社と農協等におきまして特約の取引という形によつて加工原料を供給するとい

うふうな方法をとつておるわけでございします。いわば、出荷の段階において農協がそれについて責任を持ち、同時に、販売部面におきましてはそういう会社の機能を活用する、こういう形態もあり得るわけであります。また現にそういう方法もあるわけであります。ただ、われわれといたしましては、そういうことにおきまして利害得失等も十分検討して今後の指導に当たらなければならぬと思ひますけれども、今申しましたような意味合いにおきまして、農協がこういう施設を持つておるといふことは、これは計画出荷あるいは余剰果実の処理という面においてはきわめて的確なものである、かように考えております。同時に、販売面を今後考えていきます場合に、市場の販売組織等によつて大いに消費宣伝し、市場を開拓するということもあわせ検討する必要がある、かように考えております。

○淡谷委員 農民が生産した材料をただなまのままで供給するということは現在の農協の方が考えられておる。それを、麦におけるビール麦の契約栽培あるいはホップの契約栽培、こうした大会社との契約栽培というふうな形でございまして、これではどうして農民の所得の増進は望めぬわけですか。ですから、やはり、加工まで農村の資本ができてきて、その加工し販売したものの利潤が農村に還元されるような方法もあわせ考えないと、農民はやはり安い原料を供給するにとどまると思ふので、これはやはり加工に手をつけられ

る場合に十分考えてもらいたいと思ふ。さらに、余剰のくだものを加工原料にすることは私は反対です。風で落ちたもの、あるいは虫食い、こんなものを加工に回せば、確かに安くつくでしょう。しかし、これは価値を落とします。御承知の通り、特にリンゴなどは、どんなふう加工しましても、においは消えないです。腐つたようなりんご、落ちたりんごをやつてみると、これはしろろとにはわからぬかもしれせんけれども、専門家にはやはりにおいがふんと来ます。この点で、先ほどあなたがおっしゃつたように、新植、改植の面において、一体どういふ品種が適當するか、ジュースをとられるならば、クラブ・アップルあるいはワインサップ、紅玉、こういうものを研究する、これはたくさん例がございますから、そういう点で十分御配慮願ひたいと思ひます。

皆さんに大へん済みませんが、あと一、二点で終わります。リンゴの加工として最も有望視されておるものは一体何でしょうか。これは非常にばか然とした考え方ですが、私はブランドを申し上げたいのです。果実酒です。ここには専門家がたくさんおられるでしょうけれども、最近日本酒から洋酒に随時好みが変わつてきた段階で、果実酒の構想が非常に出てくると思ひますけれども、リンゴを自然に発酵させて液をとつた場合にアルコールが出てきますが、あれは酒税法に触れますか触れませんか。○齋藤(誠)政府委員 正確な答弁はいたしかねますけれども、多分酒精発酵したのも雑酒として対象になるのではないかと思ひます。

○淡谷委員 これは穴なのです。ブドウの発酵した酒精分と、リンゴの発酵した酒精分は違ふのです。また、品種によつて違ふのです。非常にきつたところでは清涼飲料の税金にもひつかからないし、酒税にもひつかからないというアルコール量を持つてゐるものです。そこで、お尋ね申し上げますが、この酒精度を高め、あるいは低めるような技術はいくらでもあるのです。特にリンゴ・ブランというものは外国では非常にいい例がありますが、なぜ日本にこうしたリンゴ・ブランなどが発達しないかという原因についてお考えになつたことはございますか。

○齋藤(誠)政府委員 果実酒の今後の見通しなりあるいは今後の開拓すべき領域なりにつきましては、ぜひ伸ばすべきものと考へておられますけれども、今の確にどういふものがどうだということを申し上げる用意をいたしておりません。ただ、どうしてリンゴ酒等が伸びないのだからかというようなことにつきましても、いろいろ意見があるやうでございますが、やはり、フレーバーが少ないというやうなことも一つの原因であるかと思ひます。きつめて常識的に言へば、嗜好品でございますので、より嗜好に合ったものがほかにある、従つて相対的にないということも一つの原因ではないかと思ひます。

○淡谷委員 大へん見当違いなのです。あなたがわかりにならないのは無理もございせんけれども、農業が新しい方向に向かひまして、貯蔵、加工、販売等に至るまで、農業の所得を増し生産を増すために取り上げた以上、農産物の加工、販売の面にまでも考へないと、振興局長は勤まらなくな

りますよ。ここが重点なのです。特に果樹農業というものは、流通過程に対する十分な配慮をしないと、これは冒頭にも申し上げました通り、絶対に振興しないのです。従つて、無理でありましようけれども、こういう点は一十分なる御理解を持つていただきたいと思ひます。また、研究の方法なども持つていただきたいと思ひますが、実は原因は違ふのです。今までも果実酒などは相当できていますけれども、これをなまのままで出しますと、未熟なブランデーとして非常にきつものなのです。現にある大会社はひそかにこれを作つて貯蔵しております。一定の年代を経てからこれを売出すという計画がある。これは商売上の秘密ですから言へませんけれども、コンスタントに非常ないい材料を仕入れまして、年々作つてゐる例がある。これは金もけのじやまになるといけませんから詳しくは申し上げませんけれども、作つたものを一定の期間貯蔵しておきまふと非常に純良な果実酒ができるということはお含みを願ひたい。従つて、こうした果実酒の方向に加工面を転換していくならば、これは非常にすばらしい需要が生まれることもあわせて頭に置いていただきたいと思ひます。

最後に輸出の面をお答え願つてやめたいと思ひますけれども、この輸出を初めから見ますと、だいたい伸びております。これはあとで輸出が思うやうに伸びないという原因については湯山委員の方から政治的な観点について御質問があると思ひますから、私からは申し上げませんが、技術的な面では申し上げたい点は、一体、果実生産の方向として、あるいは荷造り、貯蔵の方法と

して、リンゴの場合、あとのことはあまり詳しく知りませんから申し上げませんが、リンゴの輸出をする場合の扱い方と内地向けの場合と大へん違いがあるのですが、その点はどうお考えでしょうか。——私の質問が悪いからおわかりにならないようですから、これ以上申し上げませんが、そこまで考へなければならぬのです。一体、食べる習慣として、ティーブル・アップルの場合ですが、日本人は皮をむいて食べますが、外国人は皮のままでも食べます。こういうものに対する取り扱い方は同じでいいでしょうか。この点はどうお考へになりますか。それを配慮しておく必要があると思ひます。ちよつと難問ですが、私がこういうことをあえて申し上げるのも、数年前に、香港の市場で毒リンゴ事件というのが起こりました。刑事問題まで起こさうとしたことがあつた。日本から入つてきたリンゴに毒がついておる、砒素がついておるといふので、これは、アメリカのリンゴと競合がありまして、商売上の問題もあつたのですが、向こうのリンゴは、包装する場合にすつかり洗つて消毒して油紙に包んであり、買つてきてそのまゝお菓子を食べるやうにすることがないようにしてある。日本では、内地向けのリンゴは、鮮度を誇るために、薬剤がついたまま、特に長野県のやうなところでは石灰やホルダー液のついたものの方が鮮度が高いといふので、そのまゝ送つてやる習慣があるのです。それを区別しないですつたから、砒素やホルダーのついたリンゴを売つておるのは毒リンゴだといふので、新聞のトップに大々的に書かれたことがある。輸出指導をされる場合

に、こういう果実の扱いまで御配慮なさらぬと、とんでもないことになると思ひます。

さらに、さつき振興局長から果実の大ききについてお話がありました。これもまた違ふ。日本人は、これを皮をむいて刻んで、塩水をこしらえて中に切つて入れて、小さなフォークをつけて出しますけれども、向こうは一つで食べるのですから、デリシヤスとかスターキングとかいう大きなリンゴはもてあます。それを砕いて食べるということはないのです。スターキングやデリシヤスはただりつぱなものりつぱなものといふので、大きければりつぱだといふことで大ききしたために、逆にこれは別な品種だろつたといふのでアメリカから青森県のリンゴ試験場にその種をもたいて来たといふ実例があります。しかも、日本では、百玉のスターキング、百玉のデリシヤスはくす実みたいになつておるが、輸出する場合はそのくす実があつたまま、六十玉、八十玉は大きなくす実だといふことになる。それで、生産面にまでタッチして、貯蔵、加工、販売、一連の態度をお考へにならないければ、振興措置にとんでもない誤りが生じます、その点はいかがですか。

○齋藤(誠)政府委員 今、輸出につきましてもいろいろの問題点につきましても御指摘になりました。煩瑣しておつたわけでございます。果実の輸出につきましても、一たんいろいろの障害が生じた場合におきましては信用を落とすとか、あるいは各地における需要はそれぞれ嗜好といふものがございまして、それらにつきましてもは特に輸出振興上われわれとして留意しておる

ところでございまして。農林省といたしましては、これに關する輸出の振興費という名目で予算を計上して、いわゆるジエトロと称しておりますが、日本の主要な内容は、開拓を兼ねた需要の宣伝と市場調査を内容としておりますけれども、やはり、このやうな嗜好的な商品につきましても、くだものに限らず、お茶であるとか、それぞれの適地に應ずるやうな企画なりあるいは品種なり等に特に留意する必要がある、かやうに考へております。従ひまして、今御指摘になりましたやうな点は、今後とも輸出の向上には十分留意していかねばならぬ、われわれもかやうに考へております。

○淡谷委員 農林省の局長でもジエトロなんかにかまかして輸出ができるとお考へですか。いずれ、委員会を變へまして、これは決算委員会に問題にしますが、次官もジエトロの内容はもとより知つておるはずで、あれだけにかまかして輸出振興をはかろうとしたら、とんでもないことになりまふ。農林省が独立に輸出のことを考へてもならぬ、これは大へん違ふ。来たすと思ひます。特に、あとで湯山委員からも詳しく言われるでしやうけれども、香港経由、中国の内地へのリンゴの輸出、あるいはソ連なんかに対するリンゴの輸出、——アメリカなんかには行きつこきありませんから考へていないやうですけれども、ソ連の最近の計画で、シベリアの開発を急がせんとやつておるらしいのです。ソ連といふ国は寒い国でリンゴがでないんだといふやうな前提に立たせましたら、これはまたとんでもないことになると思

うのです。与党の諸君も、ソ連を目のかたき扱いばかりしないで、やはり現実は現実として見てもらいたいと思うのです。あのシベリアの非常な寒いところでもリンゴの栽培が始まっているという事実を私は見てきたのです。これはミチューリン農法です。私が不思議に思いましたのは、大体三十六度以下になりますとリンゴは枯死します。零下六十度というあのシベリアでリンゴができている記事を見ましたので、実は見たいと思つて行つたのです。三、四年前に行きましたが、オムスクでその現地を見てきたのです。それは、枝を刈りまして、そして、冬は積雪におおわれるようにして、一尺の桑みたいな校条を出しまして、日本のリンゴは上からとりますけれども、向こうのリンゴはかがんでとるという形であつておる。もちろんいいものじゃなかつた。われわれ食べてみましたが、おいしくなかつた。ところが、考えてみますと、しよつちゅう枝を切つておりますと、さつきお話ししましたTR率が狂います。トランクとルートの率が狂つてくる。これはどうしたのかというと、博覧会でなければわからぬというので、モスクワの博覧会に行つて実際のミチューリン農法の典型的なものを見てきました。地上一尺ぐらいのところまで剪定しまして、横に主幹を伸ばしていく、その主幹の上に枝をつけたのがミチューリンの果樹栽培の実態であります。そうしますと、地下四尺までは永久凍結というシベリアの寒いところで、根も張るし、地上でもトランクが張るから、非常にみごとな結果ができる。結局あのシベリアの寒いところでもリンゴができるのだという一つの構

想をお考え願わないと、ただどんな新植しさえすればそれで需要が伸びるのだという甘い考えは持つてもらいたくない。全体の構想を見ますと、これから同僚の各委員からいろいろ詳しい質問が展開されるかと思ひますけれども、構想において非常に大きな誤りがあると思う。新植に重点を置いて、ただ植えるから需要が伸びるのではなくて、現在の製品が経済採算が成り立ち十分に需要を伸ばし得るといふ構想の上に立たなければ、幾ら金をやってもこれはむだ金ですよ。火事に金をやるようなものだ。伸びやしません。火事に金をやるのと果樹に金をやるのと同じに聞かえますけれども、大体そんな考え方では非常に甘い。やはり、振興局あたりも、もっと大きな局にしまして、現地について現実の果樹園芸をどう考へられるか、長い間捨て子として育つてきて親のところを離れて今日成長しました日本の果樹農業がどんな行き方をし、どんな苦勞をしたか、じつくりと見定めてから誤りのない方針を立てられませんか、振興措置法が逆に果樹を沈めてしまふような沈降措置法になるくらいが多分にある。どうか、その点は、念には念を入れまして、私たちもこれは通過することを念願しておりますけれども、じつくり各委員の言うことをお聞きになつて、直すべきは直し、通すべきは通して、新しい日本の果樹農業のためにこの法案の審議を慎重にされますことを最後に要望申し上げます。○坂田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十五分散会